総　務　民　生　委　員　会　会　議　録

１．日　　時　平成２９年３月１０日（金曜日）

午前９時４０分～午後２時５１分

２．場　　所　委員会室

３．出席委員　戎　屋　昭　彦　委員長　　猶　野　智　和　副委員長

安　冨　法　明　委　　員　　山　中　佳　子　委　　員

三　好　睦　子　委　　員　　髙　木　法　生　委　　員

末　永　義　美　委　　員　　荒　山　光　広　議　　長

４．欠席委員　竹　岡　昌　治　委　　員

５．出席した事務局職員

綿　谷　敦　朗　議会事務局長　　野　尻　登志枝　議会事務局係長

大　塚　　亨　議会事務局係長

６．説明のため出席した者の職氏名

篠　田　洋　司　副　市　長　　髙　橋　睦　夫　病院事業管理者

波佐間　　敏　上下水道事業管理者　　杉　原　功　一　会計管理者

石　田　淳　司　市長公室長　　田　辺　　剛　総務部長

大　野　義　昭　総務部次長　　細　田　清　治　総務部次長

藤　澤　和　昭　総合政策部長　　三　浦　洋　介　市民福祉部長

倉　重　郁　二　美東総合支所長　　佐々木彰宣　秋芳総合支所長

松　野　哲　治　上下水道局長　　安　村　芳　武　病院事業局管理部長

小　田　正　幸　監査委員事務局長　　竹　内　正　夫　財政課長

佐々木昭治　企画政策課長　　鮎　川　弘　子　市民課長

福　田　泰　嗣　地域福祉課長　　河　村　充　展　高齢福祉課長

三　戸　昌　子　管理業務課長　　矢田部繁範　施設課長

古　屋　壮　之　経営管理課長　　岡　崎　輝　義　美祢市立病院事務長

西　山　宏　史　美祢市立美東病院事務長

７．会議の次第は次のとおりである。

午前９時４０分開会

○委員長（戎屋昭彦君）　おはようございます。ただいまより、総務民生委員会を開会いたします。

それでは、さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました、市長提出議案２３件につきまして、審査いたしたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

議長、報告事項等ございましたら……。

○議長（荒山光広君）　ありません。

○委員長（戎屋昭彦君）　それでは、議案第４号平成２８年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。鮎川市民課長。

○市民課長（鮎川弘子君）　それでは、議案第４号平成２８年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について御説明いたします。補正予算書の４－１ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ４，３０１万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ４２億５，５４５万９，０００円とするものでございます。

まず、歳出を御説明いたします。４－１４、１５ページをお開きください。

１款総務費・１項総務管理費・１目一般管理費において財源更正を行っております。

これは、平成３０年度の国保制度改正に伴う納付金算定システム改修経費におきまして、国の補助金交付決定額が追加されましたので、歳入に計上するものでございます。

続きまして、２款保険給付費・１項療養諸費・１目一般被保険者療養給付費、説明欄００１一般被保険者療養給付費、こちらを７，９０７万９，０００円の追加でございます。

これは、被保険者が疾病や負傷により医療機関等を受診した際の保険者が負担する保険給付費用ですが、療養給付費用の支払いが多く発生しているために追加するものでございます。

続いて、２目退職被保険者等療養給付費の財源更正でございます。歳入における療養給付費等交付金の減額に伴い財源更正をするものです。

続きまして、３目一般被保険者療養費でございます。療養費について、１３０万円

の追加でございます。支払額が多く発生したことから、追加するものでございます。

７款・１項ともに共同事業拠出金・１目高額医療費共同事業拠出金、００１高額医療費共同事業拠出金が１，０２５万４，０００円の減額でございます。

これは、高額な医療費の発生により国保財政に与える影響を緩和するため、国民健康保険団体連合会が事業主体として行う再保険事業で、各保険者からの拠出金と国・県の負担金を財源として共同事業を行っております。

国民健康保険団体連合会からの通知によりまして、この拠出金を減額するものでございます。

続いて、２目保険財政共同安定化事業拠出金、００１保険財政共同安定化事業拠出金３，１７２万８，０００円の減額でございます。

これは、国民健康保険団体連合会が事業主体として行う全ての医療費を対象とした再保険事業で、各保険者からの負担金を財源として共同事業を行うものでございます。

共同事業拠出金につきましては、国保連合会が算出した概算通知に基づき予算額を決定をしており、連合会からの確定通知による減額でございます。

続きまして、１０款諸支出金・２項繰出金・１目直営診療施設勘定繰出金におきまして、繰出金を４，０００万円減額しております。これは、国民健康保険診療施設における医療器具等の整備に係る助成として国民健康保険調整交付金が交付されるため、その交付金を診療施設に特別会計から繰り出すものでございますが、国民健康保険診療施設である美祢市立美東病院におきまして、当初予定した電子カルテの導入が中止になったため、その経費を減額するものでございます。

続きまして、１１款予備費、歳入・歳出の全体予算調整の結果、４，４６１万９，０００円の追加でございます。

次に、歳入について御説明をいたします。４―８、４―９ページをお開きください。

３款国庫支出金・１項国庫負担金・２目高額医療費共同事業負担金１６３万６，０００円の追加でございます。これは、歳出の高額医療費共同事業拠出金の確定に伴うもので、国の負担割合は４分の１でございます。

続いて、２項国庫補助金・１目財政調整交付金におきまして、特別調整交付金４，０００万円の減額でございます。歳出でも御説明いたしましたとおり、国民健康保険診療施設におきまして、当初予定した電子カルテの導入が中止になったことによりまして、歳出と同額を減額するものでございます。

同じく、５目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金につきましては、既存住基システム改修経費についての補助金額が確定いたしました。そのことを受けて５２万６，０００円の追加となったものでございます。

続いて、４款・１項・１目療養給付費等交付金においては、社会保険診療報酬支払基金からの変更決定通知に基づき４，６８７万６，０００円の減額でございます。これは、国保特別会計から支払った退職被保険者分の療養給付費等相当額を、社会保険診療報酬支払基金が交付するものでございます。

続いて、５款・１項・１目ともに前期高齢者交付金でございます。３８６万８，０００円の減額でございます。こちらも、社会保険診療報酬支払基金からの決定通知に基づくものでございます。

６款県支出金・１項県負担金・１目高額医療費共同事業負担金１６３万６，０００円の追加でございます。歳出の高額医療費共同事業拠出金の確定に伴うもので、県の負担割合は４分の１でございます。

７款・１項ともに共同事業交付金・１目高額医療費共同事業交付金５，７１４万８，０００円の追加でございます。これは、事業費の確定による国民健康保険団体連合会からの通知によるものでございます。

続いて、２目・１節ともに保険財政共同安定化事業交付金５，７９３万４，０００円の追加でございます。こちらも、事業費の確定による国民健康保険団体連合会からの通知によるものでございます。

９款繰入金・１項・１目ともに一般会計繰入金、合計１，４８８万円の追加で、一般会計の国民健康保険事業特別会計繰出金に対応するものでございます。

まず、１節保険基盤安定繰入金では国保の財政基盤の強化を目的とした事業の経費確定によりまして、保険税軽減分７５２万１，０００円の追加を、５節財政安定化支援事業繰入金では、国保財政の安定化等を目的とした事業費の総額が確定したことにより、９１０万７，０００円の追加を、６節その他一般会計繰入金では、福祉医療制度の実施による国庫負担金減額の相当額である国保負担軽減分として、１２２万２，０００円の減額でございます。

次のページをお開きください。

７節国民健康保険制度関係業務準備事業費繰入金では、既存住基システム改修経費について、国の補助金額が追加で確定したことに伴い同額を減額するものでございま

す。

以上で説明を終わります。

○委員長（戎屋昭彦君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。山中委員。

○委員（山中佳子君）　４－１７になりますが、電子カルテを中止されたと言われましたが、その理由は何でしょうか。

○委員長（戎屋昭彦君）　鮎川市民課長。

○市民課長（鮎川弘子君）　これは、美東病院のほうからの通知によるものでございます。

○委員長（戎屋昭彦君）　髙橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（髙橋睦夫君）　導入する予定だったんですけれども、機種選定がですね、かなり難渋しまして、とりあえず機種が決まらなくて見送ったわけでございます。

○委員長（戎屋昭彦君）　山中委員。

○委員（山中佳子君）　来年度は入るかもしれないということですか。どうでしょうか。

○委員長（戎屋昭彦君）　髙橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（髙橋睦夫君）　来年度というと３０年度、２９年度（「２９年度」と呼ぶ者あり）恐らく３０年度以降になるんじゃないかと思います。

○委員長（戎屋昭彦君）　よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　それでは、これより議案第４号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６号平成２８年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君）　それでは、議案第６号平成２８年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第４号）について御説明いたします。

補正予算書の６－１ページをお開きください。

このたびの補正は、決算見込みに基づき、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ６，１５９万５，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ３３億８，５３６万円とするものでございます。

６―１０、１１ページをお開きください。

最初に、歳出について御説明いたします。

１款総務費・１項総務管理費・１目一般管理費であります。さきの１２月補正におきまして、介護保険システム改修費１７９万９，０００円を追加し、財源として国庫補助金を補助率２分の１の８９万９，０００円を見込んでおりましたが、このたび、国の基準額内示が示され、補助額３３万円が確定したことから、財源として不足する額５６万９，０００円を一般会計からの繰入金で充当する財源更生を行うものでございます。

続きまして、２款保険給付費につきましては、それぞれのサービス需要量に基づき、追加または減額を行っております。それでは、順を追って御説明いたします。

まず、１項介護サービス等諸費についてであります。これは、要介護認定者の介護給付費に係る費用となります。

１目居宅介護サービス給付費につきましては、３，０００万円を減額しております。

これは、さきの１２月補正の際に御説明させていただいておりますが、法改正によりまして、平成２８年４月から、定員１８名以下の通所介護が地域密着型サービスに移行しております。今年度の当初予算につきましては、事業所の定員規模に基づき積算したところでございます。

しかしながら、定員変更等も重なり、実績では、想定以上の給付が地域密着型通所介護に移行しているところでございます。このため、実際の給付実績に基づいた決算見込みにより、このたび減額するものでございます。

次に、３目地域密着型介護サービス給付費につきましては、２００万円を追加しております。これは、先ほど御説明いたしました定員１８人以下の通所介護の区分変更により、不足が見込まれる額でございます。

次に、５目施設介護サービス給付費につきましては、５，０００万円を減額してお

ります。これは、決算見込みにより減額するものでございます。

６―１２、１３ページをお開きください。

次に、４項高額介護サービス等費についてであります。

こちらは、介護サービス利用負担が限度額を超えた場合に支給されるものでございますが、２００万円を追加しております。これは、決算見込みにより追加するものでございます。

続きまして、３款地域支援事業費・２項包括的支援事業、任意事業費・６目認知症総合支援事業費につきましては、地域支援推進員報酬を９９万９，０００円減額しております。これは、地域支援推進員を募集しておりましたが、なかなか見つかることができず、着任が１２月となりましたことから、不用額を減額するものであります。

続きまして、７款予備費・１項予備費・１目予備費につきましては、これまで御説明させていただいた各事業費の財源調整により、超過見込みとなります保険料を予備費として計上するものでございます。１，５４０万４，０００円を追加するものでございます。

続いて、歳入について御説明します。ページは６―６、７ページをお開きいただければと思います。

歳入につきましては、ただ今、歳出で御説明いたしました各事業の事業量の変更等に伴い算定しております。

まず、４款国庫支出金・１項国庫負担金・１目介護給付費負担金につきましては、給付事業に対する国の負担分で１，２７０万円を減額しております。

２項国庫補助金につきましては、介護保険事業実施に対する国からの補助金でありますが、１目調整交付金は５３３万５，０００円、３目地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業分は３８万７，０００円、４目介護保険事業費補助金、これはシステム改修に係る補助金でございますが、これについては５６万９，０００円をそれぞれ減額しているところでございます。

次に、５款支払基金交付金・１項支払基金交付金においては、１目介護給付費交付金として２，１２８万円を減額しております。

次に、６款県支出金においては、１項県負担金・１目介護給付費負担金において１，２００万円を減額、次のページになりますが、２項県補助金・２目地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業分として１９万４，０００円を減額しております。

次に、８款繰入金・１項一般会計繰入金でございます。

１目介護給付費繰入金につきましては、９５０万円を減額、３目地域支援事業繰入金の包括的支援事業・任意事業分は１９万３，０００円の減額、５目その他一般会計繰入金につきましては、職員給与費等繰入金部分を５６万９，０００円の増額をしているところでございます。

次に、１０款諸収入・２項雑入・３目雑入につきましては、雇用保険料本人負担分として６，０００円を減額としているところでございます。

説明は以上です。

○委員長（戎屋昭彦君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　それでは、これより議案第６号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第７号平成２８年度美祢市病院等事業会計補正予算（第２号）を議題といたします。執行部より、説明を求めます。古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君）　議案第７号平成２８年度美祢市病院等事業会計補正予算（第２号）について御説明させていただきます。

白い背表紙の平成２８年度美祢市病院等事業会計補正予算（第２号）と同じく概要説明資料を御用意いただければと思います。

このたびの補正につきましては、収入におきまして業務予定量等の決算見込みによる見直しを行うとともに、支出におきましては、給与費、材料費等の決算見込みによる調整を行い、収入と支出の補正を行うものでございます。

それでは、はじめに予算書第２条に規定する業務予定量の補正について御説明いたします。

補正予算書１ページをお開きいただきまして、（２）の一日平均患者（利用者）数

の項目をごらんいただければと思います。

まず、美祢市立病院ですけれども、入院患者数の１日平均１２６．４人を１１４．１人に、外来患者数の１日平均１７４．６人を１４４．３人に、透析の１日平均患者数１７．１人を１４．８人に補正するものでございます。

次の美祢市立美東病院におきましては、入院患者数の１日平均を８７．７人から８２．１人に、外来の１日平均１３６．２人を１２４．１人に補正するものでございます。

続いて、予算第３条に規定する病院事業等の収益的予算の補正について御説明いたします。次の２ページをお開きいただければと思います。

収入におきましては、業務予定量の変更に伴い、第１款の病院事業収益を３億６，７９０万３，０００円を減額するもので、この結果、収入合計を３８億２，１２０万８，０００円とするものでございます。

続いて支出ですけれども、病院事業におきまして決算見込みに基づき調整を行い、第１款の病院事業費用を１億６，１１４万９，０００円減額するもので、この結果、支出合計を３９億８，８８３万３，０００円とするものでございます。

次に、予算第４条に規定する病院等事業の資本的収支予算の補正についてでございます。

まず、収入におきまして第１款病院事業資本的収入におきまして、さきほど国民保険特別会計補正予算の中でも説明がありましたが、美東病院において当初電子カルテシステムの導入を予定しておりましたけれども、本年度での導入を見送っております。

これは、美東病院において電子カルテシステム導入に向けて、システムの機能、また操作性など様々な観点から検討を重ねていく中、ちょうど熊本地震があったことを受けまして患者様の膨大な診療情報といった重要なデータの危機管理対策の課題も浮上してきたため、それらに係る経費を含め、慎重な検討を進めてまいりました。

これに加えて、財源としておりました国民健康保険特別調整交付金の交付基準、システムの導入完了時期、また経費の支払期限等々含め、照らし合わせた結果、結論に至る時間的な余裕がなかったことから、本年度での導入を見送る結論と至っております。

なお、さきほど山中委員から御質問がありましたけれども、今後においても電子カルテシステムの導入時期につきましては、国民健康保険特別調整交付金の活用が大前

提となることですから、その交付基準等、一定年数を継続して利用ができないといったふうな制限等もありますので、そういったものを考慮しながら引き続き、院内組織において検討を重ねているところでございます。

このことによりまして、企業債及び負担金合わせて２億円を減額しております。また、病床設備整備に充てられる県補助金、地域医療介護総合確保基金事業の交付決定に伴い県支出金を７６９万円増額し、収入合計を３億１，３７６万４，０００円とするものでございます。

支出におきましては、第１款の病院事業資本的支出を美東病院の電子カルテ導入見送りより１億９，８３８万１，０００円減額し、支出合計を４億６，６２８万円とするものでございます。

以上の補正予算に基づく平成２８年度の予定損益計算書ですけれども、概要説明資料の１２ページをお開きいただければと思います。

ここでは、各施設におきます当年度の収支状況を示しております。まず１２ページでは、美祢市立病院におきましては、当年度純損失として１億７，５３３万３，０００円を計上することとなります。

次に１４ページになります。

こちらのほうは、美祢市立美東病院の収支状況ですけれども、当年度純利益といたしまして６９４万４，０００円を計上する予定のものでございます。

次に介護老人保健施設グリーンヒル美祢においては１６ページになりますけれども、当年度純利益といたしまして１２万１，０００円、またその１８ページ、訪問看護ステーション事業におきましては、当年度純利益として７６万３，０００円を計上するものであります。

以上を合計いたしますと、１０ページ、１１ページにお戻りいただきまして、こちらに病院等事業の全体の予定損益計算書を計算しておりますけれども、病院等事業会計全体における当年度の純損失につきましては、１億６，７４５万５，０００円、これを計上する見込みのものとなっております。

以上をもちまして、議案第７号平成２８年度美祢市病院等事業会計補正予算（第２号）に関する説明を終えたいと思います。

○委員長（戎屋昭彦君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　それでは、これより議案第７号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１９号美祢市行政組織条例等の一部改正についてを議題といたします。執行部より、説明を求めます。大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君）　それでは、第１回美祢市議会定例会の議案と同じく参考資料の御用意をお願いいたします。

議案第１９号は、美祢市行政組織条例等の一部改正についてであります。議案書が１９－１ページ、２ページになります。参考資料は１ページから４ページになります。

これは、市が行う重点施策やＭｉｎｅ秋吉台ジオパークマラソン等の交流イベントを効率的に行うため、部や所管する部署を再編するものであります。主な変更は、建設経済部を建設農林部に、総合観光部を観光商工部に再編しております。

また、この再編に伴い、美祢市職員定数条例等関連する条例において、所要の改正を行うものであります。

この条例は、平成２９年４月１日から施行するものであります。

説明は、以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　それでは、これより議案第１９号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第１９号は原案のと

おり可決されました。

次に、議案第２０号美祢市職員の育児休業等に関する条例及び美祢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より、説明を求めます。大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君）　議案第２０号は、美祢市職員の育児休業等に関する条例及び美祢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。議案書が２０－１から３ページ、参考資料は５ページから１０ページになります。

これは、地方公務員の育児等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、本条例を一部改正するものであります。

主な内容は、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、育児休業等の対象となる子の範囲の見直し等所要の改正を行うものであります。

この条例は、平成２９年４月１日から、施行するものであります。

説明は、以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　それでは、これより議案第２０号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第２０号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２１号美祢市一般職の職員の給与に関する条例及び美祢市長等の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より、説明を求めます。大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君）　議案第２１号は、美祢市一般職の職員の給与に関する条例及び美祢市長等の給与に関する条例の一部改正についてであります。議案書が２１－１から４ページ、参考資料は１１から１７ページになります。

これは、昨年８月の人事院勧告に基づく国の扶養手当見直しに準じて、改正するものであります。

主な内容は、配偶者に係る手当額を、現行１万３，０００円を本年４月から１万円に、平成３０年度から６，５００円に減額し、それにより得られる原資を子に係る手当に配分し、現行６，５００円、３人目以降７，０００円の手当額を本年４月から双方とも８，０００円に、平成３０年度から１万円に増額するものであります。

この条例は、平成２９年４月１日から施行するものであります。

説明は、以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　それでは、これより議案第２１号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第２１号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２２号美祢市税条例等の一部改正についてを議題といたします。執行部より、説明を求めます。細田総務部次長。

○総務部次長（細田清治君）　議案第２２号美祢市税条例等の一部改正について御説明申し上げます。

議案書２２－１ページをお開きください。参考資料は、１８ページからとなります。

これは、社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、美祢市税条例等の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、消費税率を１０％に引き上げる実施時期が、平成３１年１０月１日に延期されたことに伴うものであります。

法人市民税法人税割の税率の１２．１％から８．４％に引き下げの実施時期及び軽自動車税の環境性能割の導入時期について、その施行期日を平成２９年４月１日から

平成３１年１０月１日に改め、また、個人市民税の住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を平成３１年６月３０日から平成３３年１２月３１日まで２年６カ月延長するものであります。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

○委員長（戎屋昭彦君）　終わりですね。はい。説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　それでは、これより議案第２２号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第２２号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２３号美祢市本庁舎整備検討委員会設置条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君）　議案第２３号は、美祢市本庁舎整備検討委員会設置条例の制定についてであります。議案書が２３－１ページ、２ページになります。

これは、本庁舎の整備に関して、公募による市民委員や学識経験者等により、その基本的事項を審議、検討するため、地方自治法第１３８条の４第３項の規定により、美祢市本庁舎整備検討委員会を設置するものであります。

この条例は、平成２９年４月１日から施行するものであります。

説明は、以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君）　お尋ねいたします。この、「委員は次に掲げる者のうちの市長が委託する、または任命する。」とありますが、この１、２、３、４、５、６までの割合というか、人数っていうか、これはどのように決まるのでしょうか。なるべく市民の意見が通るほうがいいと思いますが、お尋ねいたします。

○委員長（戎屋昭彦君）　大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君）　割合の御質問だと思いますけど、割合につきましては、この４月に庁舎内に、まず最初に、部長等からなります本庁舎整備検討会を立ち上げます。そこで正式にどういった方々の人数等の配分等について正式に決めます。

市民委員と言いますか、募集する委員につきましては、この４月の広報で募集をお願いいたします。今の予定では、各地区１名程度を、全体で３名ぐらいになるんではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君）　その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君）　各地区１名、３名ということでしたが、なるべく市民の声が届くように、市民の占める割合を多くしていただきたいと思います。賛成意見ですけど。

○委員長（戎屋昭彦君）　要望でございますか。その他御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　それでは、これより議案第２３号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第２３号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２６号美祢市上下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。執行部からの説明を求めます。大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君）　議案第２６号は、美祢市上下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正についてであります。議案書が２６－１から３ページ、参考資料４６から５５ページになります。

これは、簡易水道事業の水道事業への統合を促進するため、簡易水道事業に係る国庫補助制度の改正が行われ、美祢市では、平成２８年度末をもって、簡易水道事業は上水道事業に統合されることから、関連する条例を改正するものであります。

主な内容は、美祢市上下水道事業の設置等に関する条例等、関連する条例から簡易

水道事業に関する表記を削除するなど所要の改正を行うものであります。

この条例は、平成２９年４月１日から施行するものであります。

説明は、以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　それでは、これより議案第２６号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第２６号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１８号平成２９年度美祢市病院事業等会計予算についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君）　議案第１８号平成２９年度美祢市病院等事業会計予算について、御説明させていただきます。

こちらのほうの白い背表紙の予算書と予算概要説明資料を御用意いただければと思います。

予算書１ページをお開き願います。

まず、予算第２条に規定しております平成２９年度の業務予定量につきまして、御説明申し上げます。（３）一日平均患者（利用者）数の項目をごらんいただきたいと思います。

まず、美祢市立病院ですが、入院患者数を１日平均で１２７人、前年度当初予算と比較しますと０．６人の増、外来患者数は各診療科、透析合わせて１日平均で１７５．６人、前年度当初予算比１５．９人の減を見込んでおります。

続いて、美祢市立美東病院ですけれども、入院患者数を１日平均で９１人、前年度当初予算比３．３人の増、外来患者数は１日平均で１３５人、前年度当初予算比１．２人の減を見込んでおります。

次に、グリーンヒル美祢についてですけれども、入所者数を１日平均で６５．５人、

短期入所者数は３人、通所者数を１９人で、ともに前年度当初予算比同数を見込んでおるところでございます。

次に、訪問看護ステーションについてですけれども、訪問者数を１日平均で２３人、前年度当初予算比２人の増を見込んでおります。

これらの業務予定量の見込みに基づき算定しました予算第３条及び第４条に規定する、収入及び支出の予定額について、御説明いたします。まず、収益的収入及び支出について、施設ごとの御説明とさせていただきたいと思います。

資料につきましては、別冊の予算概要説明資料になります。概要資料の２ページをお開きいただければと思います。

まず、美祢市立病院につきまして、病院事業収益の当初予算額を２２億７，８１２万５，０００円を計上しています。これは、前年度の当初予算と比較して２，９８４万３，０００円の減となっております。

一方、病院事業費用は２２億３，５６４万円で、前年度当初予算と比較して６，５３２万４，０００円の減です。

続きまして、美東病院において、病院事業収益は、１４億８，６０７万７，０００円で、前年度当初予算と比較して１，３７８万８，０００円の増となっております。

一方、病院事業費用につきましては１４億８，５４２万５，０００円で、前年度当初予算と比較して４，３８７万８，０００円の増となっております。

ここで、平成２９年度当初予算におきまして、一般会計からの繰入金の項目の見直しを行うとともに、これまで美祢市立病院会計のみで計上しておりました経営改革事業に係る収益並びに費用を美東病院会計へ相当額を振り替えたため、前年度当初予算との比較に影響を及ぼしているところでございます。

次に、グリーンヒル美祢についてですけれども、介護老人保健施設事業収益は、３億９，５２９万６，０００円で、前年度当初予算と比較して１，７２２万６，０００円の増となっております

一方、介護老人保健施設事業費用につきましては３億９，２４９万６，０００円で、前年度当初予算と比較して１，４５４万７，０００円の増となっております。

続きまして、訪問看護ステーションについてですけれども、訪問看護事業収益は、５，５３８万７，０００円で、前年度当初予算と比較して８４２万３，０００円の増

となっております。

一方、訪問看護事業費用につきましては５，４３８万２，０００円で、前年度当初予算と比較して８１８万１，０００円の増となっております。

以上の結果、病院等事業全体の収益的収支につきましては、収入総額を４１億９，８３６万２，０００円、支出総額を４１億５，１４２万円としたところでございます。

続いて、資本的収支について施設ごとに御説明いたします。次の３ページになります。

まず、収入についてでございますが、美祢市立病院が３億８，８９５万７，０００円、美東病院が１億４，３８８万８，０００円、介護老人保健施設が４，８２０万２，０００円を計上しております。

次に支出ですけれども、市立病院におきましては４億８，４６８万円、美東病院では２億４１万６，０００円、介護老人保健施設では３，３１６万８，０００円を計上しております。

このうち、工事請負費におきましては、美祢市立病院では自動火災報知設備の更新に要する費用を計上しています。

また、資産購入費につきましては、機器導入後耐用年数経過している機器の更新に係る費用、主なものとしては市立病院ではＭＲＩ更新、美東病院においては画像ファイリングテシステムの更新、さらにはグリーンヒル美祢におきましては、通所利用者送迎車の更新を予定しております。

以上の結果、収入総額を５億８，１０４万７，０００円、支出総額を７億１，８２６万４，０００円といたしまして、収入が支出に対し不足する額１億３，７２１万７，０００円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度損益勘定留保資金で補填する予定のものでございます。

続いて、以上の収支予定額に基づき作成しました財務資料について御説明いたします。同じ資料の１０ページ、１１ページをごらんいただけたらと思います。

平成２９年度末の病院等事業会計全体の予定損益計算書をお示しいたしております。

ここでは、当年度純利益といたしまして４，５７３万７，０００円を見込み、前年度繰越欠損金４億７，１３５万８，０００円と差し引きした結果、当年度未処理欠損金におきましては、４億２，５６２万１，０００円となるものと見込んでおります。

以上で、議案第１８号平成２９年度美祢市病院等事業会計予算の説明を終わりたい

と思います。

○委員長（戎屋昭彦君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。髙木委員。

○委員（髙木法生君）　ちょっとお伺いをしたいと思います。このたびの新年度予算は大変補正の見込額から見てから、入院も外来患者数も大変厳しいというか大変ご苦労された予算であろうと思っております。院長を始め、スタッフの方、御苦労というか一生懸命頑張っていらっしゃると思うわけでございますけれども、そこでちょっと１点、１、２点お伺いしたいんですけれど、看護師の数の確保が大変難しい状況で、ＭＹＴにおきましても、毎日ように募集されていると思うわけですけれども、これは許可病床数に対する看護師数が少ないのか、あるいは現実の実績において看護師が不足しているのか、それ１点についてお伺いさせて下さい。

○委員長（戎屋昭彦君）　古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君）　髙木委員の御質問にお答えしたいと思います。

一応美祢市立病院、美東病院ともに看護師不足の現状は変わりございません。ただ、今足らないって数の認識としましては、実際に病床が稼働している状況、市立ではだいたい七十数パーセント、美東病院では八十数パーセントの稼働率となっておりますけれども、それ以上に稼働させようとしたときに実際に看護師ないし看護補助者が不足していくという現状はあります。

ですから、患者数が減少傾向にあるということで一応は看護スタッフの配置は回っておりますけれど、今後新しいプランに基づき、患者をふやそうとした時にどうしてもスタッフ不足は否めないところがございますので、引き続き看護師をはじめとした医療スタッフの確保に努めたいと考えております。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君）　髙木委員。

○委員（髙木法生君）　予算決算委員会でもちょっと話を出したんですけれども、奨学金のの関係で貸付の制度ができておりまして、これも聞くところによると人数が、あまり応募者が少ないと。ここにみんな要請しなければ、その貸付に乗る人も少ないという状況がございますけれども、これは美祢市というか、病院サイドから考えてどう捉えていらっしゃいますか、このことについては。

○委員長（戎屋昭彦君）　古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君）　一応看護師奨学金制度につきましては、健康増進課の所管になりますけれども、病院事業局といたしましての見解といたしましては、なかなか応募がないという状況は否めません。

ただ、経営管理課といたしましては、毎年看護学校のほうを訪問いただく際に、美祢市単独でこういう奨学金制度を設けているということは御紹介させていただいております。

その中でだいたい毎年１名程度は手を挙げていただいて利用していただいている状況ではありますけれども、今後さらに教育機関、看護学校に入られている方だけでなく高校生の進路選択の段階から保護者を含めた周知が必要なんじゃあないかなという気はしております。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君）　髙木委員。

○委員（髙木法生君）　この経営状況を見たら、大変今年も厳しい状況になるのではなかろうかという感じがいたしております。とにかく患者数、入院患者数をふやすということが第一の大切なことではなかろうかと思います。これを、患者数をふやすためにはやはり地道な努力というのは欠かせないと思いますし、一朝一夕にいくものではないと思います。

例えば、その救急医療をやはり今医療機関できましたけれど、そこだけに任すのではなくて、やはり公立の病院がやはりそういった地道なこと。やはり助けて、困った時の病院ということで、やはり患者数はそういったことからでもふえてくるような気がするんですよね。

だからそういった小さなことからでもきちっと取り組んでいくということ、非常に大切ではなかろうかと思っております。まあこの医者が少ない、あるいは看護師が少ないじゃなくて、やっぱり今の状況で行けば何かある。太った何か分野がね、あると思うんですよ。その辺の見直しをしっかりしていただいて、やはり市長さんおっしゃるように、指定管理とか民間譲渡いう話が出ないようにですね、ぜひとも頑張っていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君）　その他質疑はございませんか。安冨委員。

○委員（安冨法明君）　昨年――そうですね、最初に今年の予算なんですが、今髙木委

員のほうからも御指摘があったんですが、一応に利益が出る、出ますよっていうことになっているんですが、基本的にはじわりじわり累積欠損金がふえていくよっていうような感じで、頑張ってもらわんといけんと思うんですが、経営に与える中できょう、全体の今後のことなんですが、管理者見られたかどうか分かりませんが、今朝の新聞、山口新聞にですね、２０２５年までに全国で１５万６，０００床、病床を削減しますって地域医療構想、これが新聞に出てます。山口県に仮に予想って言いますか３２パーセント病床を減らしなさいというふうなのがでています。

それでですね、３２パーセントっていうとかなりの、今の市立病院で１４５、美東病院で１００床ですよね。それも病床と療養とありますから、その辺の割合が、１２月いつだったですかね、全協で一応病院改革プランの一応のお示しをいただきました。その中には、まとめ的には人口減少、高齢化による受療率がっていいますか、プラス要因もあるけれども、やはり両方の影響により医療事業は減少するものの、ゆるやかな状況になるだろうという予測をたてておられるんですが、そうすると恐らくこの中には、素案ですが一応国が示す地域医療構想のこの考え方そのものは考慮したようなことが、これ書いてあるように思ったんですが、全体としてどうなんでしょう。この、今のこの今朝の新聞の大幅な病床数の削減をしなさいって、でないと病院経営もちませんよっていうふうなことだろうってそういうふうに思うんですが、これとの、何て言いますか、考え方、今の考え方ですね。我々はどういうふうに考えたらいいんでしょうか。

○委員長（戎屋昭彦君）　髙橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（髙橋睦夫君）　確かに山口県は療養型病床が多くて、徳島、どこかかなり多いほうの県に属してと思います。あの発表がありました。３２パーセントぐらい削減を必要とされているということで。美祢市立病院にとっては、療養型っていうのはまだまだ必要と思うんですよ。ただ急性期の病床というのが恐らく少し今よりは少なくてもいいのではないかと思っております。

それで、介護療養院とか、そういう構想もありまして今度、３０年度に介護保険の改正、医療保険と同時改正がありまして、その介護保険の改正がどういうふうな改正になるのかっていうのを少し念頭において、その改正によって、市立病院、美東病院の病床をどういうふうに持っていくかっていうのを今検討をするように予定しております。

高木委員の先ほどの御質問ですか、御要望ですけれども、確かに病院の収益を改善するのを一番の手っ取り早い方法といいますか、最善の方法は入院患者さんをふやす、あるいは外来患者さんをふやすということで、これは改革プランにも記載しておりますけれども、まあそのためには救急の患者さんとかをですね、とりあえず全て受け入れると。とにかく市民に受診して、安心して市立病院に受診したいというような、そういうようなスタッフが考えをもって、そういうふうな姿勢でやっていかないと、やはり患者さんは来てくれないということで、今から両方、美東病院も市立病院もスタッフを再教育といいますか、そういう市民のための病院ということで認識を少し、そちらのほう、意識改革をしていこうと。トップダウンじゃあないですけれど、私が皆さんに指導をしていこうというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君）　安冨委員。

○委員（安冨法明君）　管理者の言われるように、なんていいますか、収益のほうから入っていくとおかしな話かもしれませんけれども、基本的に病院の存続ということを考えると今言われるとおりで、どうしても受診者っていいますか、患者さんっていいますか、来ていただけるようにっていうことだろうと思うんですが、私が心配するのは、この３２パーセントとかっていう数字がやはりこの直接この、これ公立病院だけじゃあないみたいなんですよね。もう病院全部でっていうことのようなんですが。そういったものが、何ていうんですか、美祢市としてもやっぱり公立病院としてこれぐらいの数字はやっぱり考えていかなくてはいけんっていうものなのかどうなのかっていうことなんですよね。何でそんなことを言うのかって、今もわれるように、病床って療養型を多く持っております。こういうものを仮に削減をしていくっていう考え方になると、今度は介護保険における、この前も一部いろいろ議論がありましたけれども、地域密着型の施設を設置するのを、待機者が多いからいいだの悪いだのっていうのがあったわけですけれど、そういうふうな議論にも大きな影響を与えてくると思うんですよね。ですから、その辺のことがもう少しこう、今から検討をするということなんでしょうか。もう少しこう、はっきりしたことが言えるんでしょうか、今の段階では。言えないんでしょうかね、やっぱり。

○委員長（戎屋昭彦君）　安村病院事業局管理部長。

○病院事業局長（安村芳武君）　プランの中で少し触れておりますけれど、結局医療地

域構想の中で一定の方向性、待機病床は少ないけれどあとは非常に多い状態になっていると、二次医療圏、全国的にもそうだろうというふうに思います。

ただ考えなければいけないのは美祢市は一定の、いわゆるへき地として位置づけられております。その中でどういう形で医療を守っていくかというところを基本において考えると、議論としては実際のニーズがどの程度あるかから出発しなければならないというふうに考えております。

議論を整理すると、一般病床の部分と療養病床の部分というのがあって、一般病棟の部分の中では急性期あるいは回復期といったような患者さん、非常に安定しない患者さん、少し安定期に入った患者さんで、よりこうリハビリ等を行わなければいけない患者さん、そういった患者さんの構成の中で一般病床全体を少なくするのではなくて、割合を急性期病床の部分でより回復期のほうにもっていく。回復期っていうのは、今地域包括ケア病床と聞いておりますけれど、そういった割合を高めていくといった方向。数を減らすのではなくて、割合を変えていく。それはそれぞれの患者さんの状態がどういった割合かを勘案して考えていくといったことが一般病床。

療養病床のほうは、まあ問題としては美東病院のほうはかなり医療必要度が高い患者さんがおられて、今２０対１という、患者さん２０人に対して看護師１人といったある程度、非常に医療必要度が高い患者さんが入っている病床というのを維持していくことになるんですけれど、市立病院のほうはその患者さんの状態を見ると非常に医療必要度が少ない。より軽い患者さんがたくさんおられるという状態であります。その中でどういった形で病床を考えていくかという話です。

その中で今議論としてあり得るのが、全体の病床の中で療養病床というのがある。で療養病床とより医療が少なくて済んで、かつ介護の必要性が高い方をどのような形で入れていくかと。その発想としては、介護保険のほうで介護医療院というものが発想としては、今示されております。そういったことを踏まえて、市立病院の患者さん、たくさんの患者さんに来ていただかなくてはなりませんけど、実際のところはどういった患者構成になっていて、どういった形でベットを考えていくのがいいのかというのを、今データを収集してそこで考えていこうと、おおむねの方向性としては、療養病床については、療養病床をどのような形で、より介護保険のほうも含めて、どういう割合で考えていくのかというのをデータを基に考えていくっていう方向性で考えていきます。

○委員長（戎屋昭彦君）　はい、安冨委員。

○委員（安冨法明君）　わかりました。ただこの新聞報道あたりですとね、在宅医療と言いますか、まあ回復期にある方の話でしょうけれども、それとか今言われるその介護との関係とかですね、非常に難しい問題が今あるような気がします。で、介護保険の状況を見ると開設当初といいますか、当初はね、ああいうところへ両親入れてどうのこうのっていうような話ありましたけれども、今の状況は自宅でっていうような話は、ねえ、我々は聞かないですからね。順番待ってでもって、もうっていうふうなところですから、医療の在宅医療とかっていうふうな感じにしてもですね、やはりその辺難しい話じゃあないかなっていうようなことを思います。

今検討中というお答えがあるわけでが、まあなるべく我々にもその辺のことが分かるように、分かりやすいように段階的にお知らせをいただいたらというふうに思います。

それでもう一つ聞きたいことがあります。ちょっと切り口を、見方をちょっと変えて、髙木委員は看護師さんの話がありました。なかなか確保が難しいよっていう話だったと思うんですが、そういうことと併せて病院のサービスって、サービスっちゅうのかな、そういうふうな面から見たときに看護師さんが患者さんに与える影響というのも、ものすごく大きいと思っています。もちろんドクターが、ね、あれもあるんですが、技量とか対応も大きいものがあるとは思うんですが、そういうのがあります。

それで、そのうえで、どうなんでしょう。こう看護師さんの確保せんにゃいけんからあまり選んでおられ、選んでっていうのは、ちょっと意味が違うんですが、おりませんよというふうな次元のようなんですが、地元の出身の看護師さんの割合とかっていうふうなのは把握しておられますかね。私ら見てて、市立病院あまり行かない、私行かないですからよく分からないんですが、美東病院の看護師さんってね、本当にその辺のおばちゃんが、おはようってやっているような感じのような印象を受けるんですよ。あの、なんていうんですかね、近所の付き合いをしているような感じのようなところが実は感じをうけるんですが、そういうふうな看護師さんのその、何て言いますか、地元出身者の比率とかっていうのは掴んでおられますかね。

○委員長（戎屋昭彦君）　古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君）　安冨委員の御質問ですけれど、ちょっと手元にございませんので、また報告させていただきたいと思います。――済みません、今ちょっと

病院事業局スタッフ全員の中で市県民税を納めている、納付先のデータからいきますと約７割程度が地元の人間だというふうになります。

○委員長（戎屋昭彦君）　安冨委員。

○委員（安冨法明君）　ついでっちゃあれですが、二つの病院のその比率というのは分からないですね、わかりますか。分からなければいいです、とりあえず。

○委員長（戎屋昭彦君）　またこの件については、後日というか、数字を示していただくということで、はい。その他質疑はございませんか。末永委員。

○委員（末永義美君）　私は福祉を専門としていますので、福祉の視点とか市民目線で考えて公立病院、こういう小さな自治体なのに２個あるんじゃあなくて、こういう小さな自治体でも２個ある。本当に先ほど髙橋病院事業管理者がおっしゃったように、市民から選ばれる。どこに行くよりも美東病院に行こう、美祢市立病院行こうと、その思い、それをどう体現化していくか。これは患者さん、要は病院利用者、市民、市外の方を含めてですけれど、の思いと、病院で従事されている皆さんの思い、どうにか一致してほしいというか、本当に病院たくさんあります。でも守らなきゃ、守るという思いがないとこの２個の病院危ないと思っております。その時に、先ほどおっしゃられた、そして、今の御発言にもあったんですけれども、高度な医療技術や医療機器から見た安心感とか選択の、選択肢もあるんですけども、所詮私たちも人間であって、ドクターであれ看護師さんであれ全てが同じ人間ですから、本当一度行った時の印象、どんなにいい先生がいても、どんなにいいなって思った看護師さんがいても、違う場面ではとてもいい人と出会えたっていう、その先生に会えただけで診察を受けただけで、看護師さんが「頑張って」「元気、大丈夫」って言ってもらえただけで何か心が軽くなった、治ったような気分になる時もあります。

以前違ったところでもお話しましたけれども、私も議員としてでなくして、一患者として、一患者の家族として市立病院、美東病院にお伺いした時にいい思いも残念な思いもありました。本当にどんな方でも、そこにいる方はもう美東病院や市立病院の顔なんですね。院長先生とかだけじゃあなくて看護助手さんでも誰でも、その人に会った瞬間、その人が病院の顔になってしまって、もう印象になってしまいます。

これはどの病院でもあるんですけれども本当に――前も話ましたけれど、人の、１回も顔を見ないで３時間待って、３時間はオーバーでも１時間半待って３分の診察で一度も目が合わないどころかこっちを見てくれない。まあ何かを見て、パソコンを

見ててとか、または痛い苦しいいろんな症状がありますけれども、やっと順番が来て診察に入った、でもそこに診察をしている最中に外来かどこからか院内か携帯のほうに電話が入ったと。その待っている場面で、しばらくの間、全くその雰囲気を、その時の状況を考えてないのかなと思うような状況で、長い時間会話をされていて、ずっと患者は苦しい思いをして待っていなければいけない。その時に「御無礼しました」とか、何かニュアンスがあったかとかなかったのかは別としましても、そういった場面や、例えば検診で美東病院とかに子宮がん検診や腸の検診にいった時に一応９時です、９時半です、１０時半ですって時間を仕切って受診しに行った。同じように同じ時間帯に何人か振り分けて順番を振り分けるんでしょうけども、どうも自分の順番とは違う、私よりも後者の方が先に呼ばれてしまったり、またなかなか９時半と言われても１０時になっても１０時半になっても１１時半になっても呼ばれない。だから、その時になぜそうなっているのか、自分の順番はどうなのかっていう、一言二言の状況の説明ができるかできないか、それができないというかない時があって、後々説明してくれる時もあればそのままもう我慢して９時半の検診が１２時半になって予約の順番が回ってきた。でも患者ですからね、弱い立場という意識もあります。なかなか物が言えず、しょうがないって我慢していく。それで我慢できる方と、症状と、そうでない症状の方もあります。

　ですから、今度は技術とか看護能力も大事ですけれど、人として市民に対して受診してほしい、ここで見てほしい、市立、美東病院がいい。この辺の部分ですね、もう少し、一人一人の患者のニーズ、また市民だけじゃあなくてこれは、特別養護……

○委員長（戎屋昭彦君）　末永委員。質疑なもんですからこういったことを聞きたい、こういったことについての質疑でお願いしたいと思います。

○委員（末永義美君）　質問で、では、先ほど髙橋さんがおっしゃった病院の職員の意識改革、こんな事例もたくさん、また他にも聞いたことがあると思います。どのような形で今の職員、医師も含めて職員の意識改革というか再研修というか、どのような考え方があるか御答弁のほどをよろしくお願い申し上げます。

○委員長（戎屋昭彦君）　髙橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（髙橋睦夫君）　末永委員がおっしゃることはごもっともというふうに思っております。職員の意識改革っていうのはこれかなり難しい問題ではあるんで、かなり人、個人個人性格もありますし。でもそれでよいというわけではないと、やは

り意識改革が必要と考えております。

そのためには、今年４月からの改革プランを遂行するにあたりまして、やはりそれにのっとって患者さんに優しく、受診したい病院になるというような、まずそういう大前提のもとに、そのためには何をしたらいいかというと、それはやはり職員一人一人、個人個人がそのための意識改革っていいますか、患者さんに対して親切であるとかそういう気持ちを持たないとこれはやっぱり改革プランは絵に描いた餅にしかならないと思います。

ですから、それにのっとって４月以降、あの改革プランを皆さんに提示して、それで個人個人、特に医師と看護師に患者さんに対して、こうこうこう、できるだけ親身になって優しく接しろというふうに啓発といいますか、指導していこうというふうに思っております。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君）　末永委員。

○委員（末永義美君）　そのとおりで、それを市民が実感してもらえるような美祢市立病院、美東病院であると、そういうふうに進んでいくことを本当に期待と希望しておりますので、市民がそれを実感できるような形で体現をよろしくお願い申し上げます。

○委員長（戎屋昭彦君）　その他質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君）　今のに関連するんですけれど、看護師さんが少ないということで、看護師さんの夜勤のシフトがきつくなっているのではないかと思うんですが、先ほど笑顔でとか明るくでしたっけ、意識改革ということなんですが、その笑顔がないというわけではありません。いつも笑顔で接しておられます。おられると――私あまり病院に行かないので分からないんですけれど、笑顔でやっておられると思います。

その職員さんが疲れておられては、夜勤明けとかきつくて疲れておられては笑顔が出せないときもあるのではないかと思うんですが、シフトの面では、夜勤のシフトとかはどのようになっているのか。ちょっと立ち入ることではないかも分かりませんが、看護師さんたちが疲れられないようなシフトを望みますが、どうなんでしょうか。お尋ねいたします。

○委員長（戎屋昭彦君）　髙橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（髙橋睦夫君）　確かに夜勤の看護師さんは非常に仕事が大変と思います。それで、昨年からですかね、夜勤専門の、その応募されて来られた看護師さん

が、自分は夜勤をやりたいというような夜勤専門の看護師さんを雇用するようにしております。あまり高齢者の方には少し夜勤を少なくするとかですね、そういう配慮はしております。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君）　その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　それでは、これより議案第１８号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第１８号は原案のとおり可決されました。

ここで１１時１５分まで休憩といたします。

午前１１時０５分休憩

午前１１時１３分再開

○委員長（戎屋昭彦君）　休憩前に続き、委員会を開きます。

入る前に、委員の皆様方にはいろんな質疑をしていらっしゃいますけど、簡潔に要点をもって質問をして、質疑をしていただきたいと思いますのでよろしく御対応お願いいたしたいと思います。

続きまして、次に議案第９号美祢市国民健康保健事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。鮎川市民課長。

○市民課長（鮎川弘子君）　それでは、議案第９号平成２９年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算について御説明をいたします。平成２９年度一般会計・特別会計予算書の１３ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４２億３３０万９，０００円と定めるものでございます。

はじめに、平成２９年４月からの制度改正について、主なものを御説明いたします。

国民健康保険税の軽減判定所得の見直しについての改正でございます。

国民健康保険税には、世帯の所得状況に応じて　均等割と平等割を７割、５割、２割軽減する制度がございます。このうち、５割と２割の軽減について、経済動向等を踏まえ、その適用の範囲を拡大するための改正を予定しております。

この制度では、所得額により軽減の割合を判定いたしますが、その所得の決定に用います基本となる額を、５割軽減では一人当たり２６万５，０００円から２７万円に、２割の軽減では同じく４８万円から４９万円に見直すことにより、軽減判定所得の枠を拡大し、軽減措置を受けやすいものにするというものでございます。

さらに、平成２９年度は、平成３０年度の新国保制度の施行に向けた準備の年でございます。国・県と緊密に連携をして準備を進める年ということでございます。

以上の内容を考慮いたしまして、平成２９年度の予算を編成しております。

それでは、まず歳出を御説明いたしますので、４１０、４１１ページをお開きください。

最初に、１款総務費でございます。国保事業運営上の経常経費であります人件費・事務費を計上しております。次のページをお開きください。

一番下の段になります。２款保険給付費・１項療養諸費です。

一般被保険者を５，８６７人、退職被保険者等は１０３人と見込み算定をしております。

１目一般被保険者療養給付費については、２３億９，１０３万円を計上し、特定財源として、国庫支出金、県支出金合せて５億２，１２２万６，０００円、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、次のページをお開きいただきまして諸収入と合わせて１３億２，６５３万６，０００円を見込んでおります。

４１４、４１５ページをごらんください。２目退職被保険者等療養給付費については、７，２３４万円を計上し、特定財源として、療養給付費等交付金５，９６８万８，０００円、前期高齢者交付金１万５，０００円、諸収入１１万円を見込んでおります。

３目一般被保険者療養費、これは柔道整復師の施術、補装具、はり・きゅう療養費として、１，２０１万３，０００円を計上し、特定財源として、国庫支出金と県支出金合わせて２６１万７，０００円を見込んでおります。

４目退職被保険者等療養費として、４２万２，０００円を計上し、特定財源として、療養給付費交付金を同額見込んでおります。

次のページをお開きください。２項高額療養費です。高額療養費は、１カ月に支払った医療費の一部負担金が一定額を超えたとき、その超えた分を支給される制度で、１目一般被保険者高額療養費として、１カ月当たり３，１３９万１，０００円を見込み、３億７，６６９万３，０００円を計上し、特定財源として、国庫支出金、県支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金を計上しております。

２目退職被保険者等高額療養費でございます。１カ月当たり９６万３，０００円を見込み１，１５５万２，０００円を計上し、特定財源として、療養給付費等交付金を同額見込んでおります。

４２０・４２１ページをお開きください。３款・１項、ともに後期高齢者支援金等、１目後期高齢者支援金として３億１，９１９万３，０００円を計上しております。これは、後期高齢者医療制度への支援金で、社会保険診療報酬支払基金に支払うものです。特定財源として、国庫支出金、県支出金、療養給付費等交付金を見込んでおります。

次のページをお開きください。中ほどでございます。

６款・１項・１目ともに介護納付金として、１億１，４８３万円を計上しております。これは、介護保険の２号被保険者に係る納付金で、社会保険診療報酬支払基金に支払うものです。特定財源として、国庫支出金、県支出金を見込んでおります。

続いて、７款・１項ともに共同事業拠出金です。１目高額医療費共同事業拠出金は、高額な医療費の発生による国保財政への影響を緩和するため、レセプト１件当たり８０万円を超える医療費を対象として各保険者からの拠出金と国・県の負担金を財源として共同事業を行っております。この拠出金９，４００万円を計上し、特定財源として国庫支出金、県支出金を見込んでおります。

次のページをお開きください。４２４、４２５ページでございます。

２目保険財政共同安定化事業拠出金は、市町村間の保険税の平準化と保険財政の安定化を図るため、レセプト１件当たり８０万円までのすべての医療費を対象とした再保険制度でございます。国保連合を事業主体とし、県内国保の保険者からの拠出金を財源として事業を行っております。６億７，４７０万７，０００円の拠出金を計上し、特定財源といたしまして、共同事業交付金を同額見込んでおります。

次に、８款保健事業費・１項・１目ともに特定健康診査等事業費２，４９４万９，０００円でございます。２，０００人の受診者を見込んでおります。特定財源として、

国庫支出金、県支出金、諸収入を見込んでおります。

次のページをお開きください。

２項保健事業費・１目保健衛生普及費でございます。特定保健指導の利用促進、高齢者を中心とした市民の健康づくり、及び美祢市温水プールの利用促進を目標とした水中運動教室実事業等に３０３万１，０００円を、２目疾病予防費では脳ドックや、はり・きゅう施術への助成事業に１０７万６，０００円を計上しております。

次のページをお開きください。

１０款諸支出金・２項繰出金・１目直営診療施設勘定繰出金として２７０万円を計上しております。これは、国民健康保険診療施設である美東病院の医療機器等の整備に係る助成で、平成２９年度は電子内視鏡システムの導入に係る経費に充てるものでございます。特定財源として、国庫支出金を同額計上しております。

続きまして、歳入を御説明いたします。３９６、３９７ページにお戻りださい。

１款・１項ともに国民健康保険税です。平成２８年１０月の賦課状況を参考にしております。現年度分の収納率につきましては特別徴収では１００％、普通徴収では、一般被保険者分９４％を見込んでおります。

滞納繰越分につきましては、一般被保険者分、退職被保険者等分ともに収納率を１４％として算定をしております。一般被保険者は、先ほど申しました５，８６７人を見込み、一般被保険者国民健康保険税として、５億５，５３４万９，０００円、退職被保険者等は１０３人と見込み、退職被保険者等国民健康保険税として、１，２５２万７，０００円、次のページをお開きください。合わせて、５億６，７８７万６，０００円、平成２８年度に比べ１，４６１万２，０００円の減額となっております。減額の理由といたしましては、被保険者の減少と市民所得の低迷の影響を受けた減額でございます。

そのほか、３款国庫支出金をはじめ、ページをめくっていただきまして、４款療養給付費等交付金、次のページ、６款県支出金につきましては、それぞれの負担率に応じて計上しております。

ページをお戻りいただきまして４００、４０１ページをお開きください。

下の段になりますが、５款・１項・１目ともに前期高齢者交付金については、１４億６，３１２万６，０００円でございます。これは、６５歳から７４歳までの前期高齢者の医療費に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

前期高齢者医療制度に基づき実施されるもので、全国の６５歳から７４歳の方の医療費を、国保やほかの健康保険等の各保険者間で調整を行うもので、前期高齢者の加入率が高い保険者には交付金が多く支給され、加入率が低い保険者は納付金を多く納めることで調整が行われるものでございます。美祢市は前期高齢者の加入率が高いところに属するものでございます。

４０４、４０５ページをお開きください。

９款繰入金・１項・１目ともに一般会計繰入金３億４０２万４，０００円でございます。これは、一般会計からの繰入金で、国・県が示す制度基準内のものでございます。

内訳といたしましては、保険基盤安定繰入金・保険税軽減分が１億７０７万７，０００円、保険基盤安定繰入金・保険者支援分が６，０１４万７，０００円、職員給与費等繰入金６，２５７万６，０００円、そちらのほうに計上してございます。

その他一般会計繰入金で２，０４３万７，０００円、これは、国保被保険者負担軽減対策費助成金でございますが、福祉医療制度の実施に係る国保負担軽減対策のための繰入金でございます。

最後に、国民健康保険制度関係業務準備事業費繰入金、平成３０年度の国保制度改正に向けたもので、５２万８，０００円を計上しております。

平成２９年度は診療報酬基準の改定等により、医療費の動向は以前に比べ微弱な増加になると見込まれますが、被保険者の減少と市民所得の低迷の影響を受け、９款繰入金・２項基金繰入金・１目国民健康保険基金繰入金に７，０００万円を計上しております。

なお、当初予算では１０款繰越金を見込んでおりません。９月議会の決算で繰越金が確定した後、１２月議会で繰越金が増減補正となりますので、基金の取崩しはしなくても済むのではないかと見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君）　お尋ねいたします。まずですね、疑問に思うんですけれど、歳出の共同事業拠出金が２７年度から約倍になっているんですけれど、この理由をお尋ねいたします。それと、資産割はなくなっていませんですよね。

それと税率は改正があったのか。

それと先ほど聞き漏らしたかも分かりませんが、健康診断料、国保加入者は１，０００円診断料の軽減が（「ページ数を言って」と呼ぶ者あり）あ、ページ数、ページ数ですね。ちょっと、自分でまとめたのでちょっと済みません。歳入です、歳入。共同拠出金は７款でしたよね。だから４０２ページの共同拠出金、共同事業交付金ですけれど、これが……ああ済みません。支出のほうです、済みません。出るほうです。済みません、４２２ページの共同事業拠出金、これがふえて、２６年度では４億だったのが２７年度は８億近くなっているんですけれど、ここで何があったのか、ちょっと法律が変わったとかいうことも聞きましたが、どういう理由だったのか……。

○委員長（戎屋昭彦君）　三好委員、ちょっと済みません。今、来年度の予算でございますから、今確かに２５年、２６年っていうのは、済みません、執行部の方、資料をお持ちですか。（発言する者あり）三好委員。

○委員（三好睦子君）　７億６，０００万円ふえた理由をお願いいたします。

○委員長（戎屋昭彦君）　２８年……（「２９年度でしょ、予算が」と呼ぶ者あり）はい。だから２８年との比較で。今２５年、２６年と三好委員は言われたので。２８年との比較では言ってもらいたい。

○委員（三好睦子君）　２８年との比較では変わってませんけど。理由はあるんでしょうか。ちょっとまずそれをお尋ねしたいですけど。予算にかかってないからだめでしょうか。

○委員長（戎屋昭彦君）　鮎川市民課長。

○市民課長（鮎川弘子君）　三好委員の御質問にお答えいたします。委員がおっしゃいますのは、共同事業拠出金の件でございます。平成２６年度までと２７年度以降が額がかなり違っているというふうなお話かと思います。

平成２６年までは――制度の改正がこのタイミングで行われまして、平成２６年度まではレセプト１件あたり３０万円以上８０万円までというふうな基準がございましたものが、２７年度以降はその３０万円以上というところが全ての医療費を対象とした再保険制度という基準が変わっておりますので、その額もかなりふえているというところでございます。よろしいでしょうか。

○委員長（戎屋昭彦君）　三好委員。

○委員（三好睦子君）　税率は改正があったのでしょうか。

○委員長（戎屋昭彦君）　鮎川市民課長。

○市民課長（鮎川弘子君）　税率の改正につきましては、しておりません。前年度と同じでございます。

○委員長（戎屋昭彦君）　三好委員。

○委員（三好睦子君）　国保税の負担が多くて、負担が重いので大変ということで資産割をなくしたらどうかという件がありましたが、今回はこれは含まれて……以前のままなのでしょうかお尋ねします。

○委員長（戎屋昭彦君）　鮎川市民課長。

○市民課長（鮎川弘子君）　三好委員がおっしゃいますように、美祢市につきましては今、算定方式、保険税の算定方式を４方式ということで資産割を含めた算定方式で行っております。今年につきましても変更を行っておりませんので、２９年度もそのまま資産割を含んだものでしております。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君）　それではもう一度、はい三好委員。

○委員（三好睦子君）　先ほどちょっと質問いたしましたが、健康診断ですけれど、国保加入者は１，０００円出して、１，０００円の診断料を出して受けておりますが、これを軽減するお考えはないのでしょうか。

○委員長（戎屋昭彦君）　鮎川市民課長。

○市民課長（鮎川弘子君）　被保険者の方に自己負担額として１，０００円を御負担いただいております。

こちらにつきましては、全体の健診の費用額、これを合計いたしますとお一人当たり１万円以上かかっておりますので、その部分の一部分１，０００円分ほど受益者の方に御負担いただくということで御理解いただけたらと思います。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君）　その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君）　この国保の議案に反対いたします。先ほど国保税の軽減策の拡大ということには評価ができますが、国保税の引き下げ、今度３０年から、３０年度

から県統一化になるんですが、それに向けて国保税を引き下げておかないと大変負担が重くなって国保加入者は負担が重くなるのではないかと思います。

今現在の所得の２０パーセント近くを超えるような国保税を払っている方もおられます。（発言する者あり）近くです。それでですね、引き下げをして、命と暮らしを守る国保制度になることを求めて意見といたします。

○委員長（戎屋昭彦君）　意見ですね。賛成、反対じゃあない意見……反対意見ですね。その他御意見はございませんか。安冨委員。

○委員（安冨法明君）　反対意見が出ましたので、賛成の立場で意見を申し上げます。

基本的に三好委員いつも国保税安くっていうことの御意見のようですが、私も恐らく皆さんも安いほうが多分喜ばれるし、望んでおられるというふうに思いますが、健康保険でもちろん制度の中には、先ほど資産割をなくせとかというふうなことを言われておりましたけれども、それなりに高い人にはそれなりに資産割にしろ、所得割にしろ、それなりに応じて所得に応じて、資産に応じて負担をしていくわけですから、制度を維持するためにはやはり基本的には、多い人にはそれなりに負担をしていくというふうになっているというふうに思うわけであります。

そういうことからしましてですね、やはり何て言いますか、将来的にこの保険制度どういう国民皆保険制度をどういうふうに維持するかって大きな課題ではあるにしても、現状はやはり認めなくてはならないといいますか、理解しなければならないものだというふうに思っております。そういう点から賛成と。意見といたします。

○委員長（戎屋昭彦君）　それでは、本案のとおり、決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（戎屋昭彦君）挙手多数と認めます。よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１１号平成２９年度美祢市環境衛生事業特別会計予算を議題といたします。執行部からの説明を求めます。矢田部施設課長。

○施設課長（矢田部繁範君）　議案１１号平成２９年度美祢市環境衛生事業特別会計予算の説明をいたします。

本特別会計は、秋吉台地域と広谷地区の良好な自然環境を保全するための地域し尿処理施設を管理運営する事業でございます。

一般会計特別会計予算書２７ページをお開きください。

第１条歳入歳出の総額、歳入歳出それぞれ３，７４９万４，０００円と定めるものでございます。

まず最初に歳出から説明いたします。４７８ページをお開きください。１款環境衛生事業費・１項総務管理費・１目一般管理費１，３２８万８，０００円、前年比７０８万３，０００円でございます。主なものといたしまして、右ページの説明欄００２一般管理業務の中の業務委託料６６８万６，０００円を計上しています。これは現在の施設が供用開始後４３年経過しており、管路と終末処理場の施設更新するための全体計画策定業務でございます。

続きまして、４８０ページお開きください。

２項維持管理費・１目処理場管理費２，４００万６，０００円を計上しております。前年比４６９万９，０００円の増でございます。右ページの説明欄００１、一番下でございますが、施設整備工事費の中の７７６万円でございます。

主なものといたしまして、処理場内処理装置曝気装置の更新工事などでございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。

４７６ページにお戻りください。

１款分担金及び負担金は前年と同額でございます。２款使用料及び手数料６０９万１，０００円前年比１２万１，０００円の増でございます。３款繰入金・１項他会計繰入金・１目で２，５７６万円で前年比９９６万７，０００円の増でございます。

２項の観光事業特別会計繰入金５３９万７，０００円、前年比５９万４，０００円の増でございます。諸収入、雑入は同額でございます。

４７３ページをお開きください。歳入合計を３，７４９万４，０００円でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（戎屋昭彦君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　それでは、これより議案第１１号を採決いたします。本案に

ついて、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第１１号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１２号平成２９年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。福田地域福祉課長。

○地域福祉課長（福田泰嗣君）　議案第１２号平成２９年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計予算につきまして御説明いたします。

予算書の４９１ページからでございます。

美祢市住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６４万７，０００円と定めるものであります。

はじめに、歳出から御説明いたします。

予算書４９６、４９７ページをお開きください。

１款住宅資金貸付費でございます。現在は貸付事業はございませんので、償還事務に係る経費であり、９万７，０００円計上しております。

特定財源として県補助金６万９，０００円、諸収入２万８，０００円を見込んでおります。

次に、２款公債費・１項公債費・１目元金及び２目利子は、それぞれ総務省への償還金であります。元金・利子合わせて８８万６，０００円計上しております。特定財源といたしまして、諸収入８８万６，０００円を見込んでおります。

次に、３款予備費といたしまして、６６万４，０００円を計上しております。特定財源として、諸収入６６万４，０００円を見込んでおります。

続きまして、歳入を御説明いたします。

予算書４９４、４９５ページをお開き願います。

１款県支出金・１項県補助金・１目住宅資金補助金です。これは、償還推進助成事業県補助金でありまして、補助基準額の４分の３の６万９，０００円を見込んでいます。

次に、２款諸収入・１項貸付金元利収入・１目住宅資金貸付金元利収入であります。

１５７万８，０００円を見込んでおりまして、資金貸付に伴う償還金であります。

なお、現在の対象者及び貸付件数は、対象者８名、貸付件数は１５件であります。

以上、説明を終わります。

○委員長（戎屋昭彦君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　それでは、これより議案第１２号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第１２号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１３号平成２９年度美祢市農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。矢田部施設課長。

○施設課長（矢田部繁範君）　議案１３号平成２９年度美祢市農業集落排水事業特別会計予算を説明いたします。

特別会計予算書３９ページをお開きください。

歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ２億６８７万１，０００円と定めるものでございます。最初に歳出から説明いたします。予算書の４９９ページをお開きください。主な事業について御説明いたします。

５０２ページをお開きください。

１款農業集落排水事業費１億４２１万３，０００円、２公債費１億２３５万８，０００円、３予備費３０万円で歳出合計２億６８７万１，０００円でございます。

主なものといたしまして、５０８ページをお開きください

１款・１項農業集落排水事業費・１目管理費２，４０５万９，０００円で右ページの説明欄００２一般管理業務の中の業務委託料でございます。これは、４地区の処理場施設の適切な修繕と更新により施設の長命化を進めるための整備計画を策定する費用として、委託費７００万２，０００円を計上しております。

そのページの一番下、施設管理費８，０１５万４，０００円を計上しております。主なものといたしまして５１１ページをお開きください。光熱費１，３００万６，０００円、修繕費が１，６５４万２，０００円を計上しております。

続きまして、５１０ページをお開きください中ほどでございますが、計１億４２１万３，０００円でございます。

続きまして、歳入の御説明をいたします。５０１ページをお開きください。２使用料及び手数料４，１５８万円、３の国庫支出金６００万円、これは歳出で説明いたしました長寿命化を進めるための整備計画でございます。

４の繰入金１億５，８９７万２，０００円で前年比９５０万３，０００円の減でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（戎屋昭彦君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　それでは、これより議案第１３号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第１３号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１４号平成２９年度美祢市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君）　それでは、議案第１４号平成２９年度美祢市介護保険事業特別会計予算について御説明いたします。

予算書は５１９ページからになります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３４億１，８７９万６，０００円とするものでございます。

まず、予算編成にあたっての概要について御説明申し上げます。

平成２９年度は、御存じのとおり第６介護保険事業計画の最終年度であり、かつ、第７期計画の策定年度にあたる年度となります。また、平成２９年４月１日から、介護予防・日常生活支援事業、いわゆる、総合事業を実施することとなり、これらに対応した予算編成となっています。

併せまして、介護保険事業特別会計の款・項・目の予算科目につきまして、総合事業の実施の有無によりまして、規定すべき費目区分が定められていることから、国の通知に従い、予算科目を前年度から変更し、予算編成を行っておりますことを、あらかじめ申し添えいたします。

それでは、歳出の主な内容について御説明します。

予算書の５３２、５３３ページをお開きください。

はじめに、１款総務費についてであります。１項総務管理費・１目一般管理費において、前年度と比較して、法改正に伴う介護保険システムの改修費がないことから、一般管理業務での歳出は削減となっておりますが、人員配置の関係から、総務管理費全体といたしましては、対前年度比では２１７万４，０００円の増となっているところでございます。

続いて、少しページは飛びますけれども、５３６、５３７ページをお開きください。

４項推進委員会費においては、計画策定に係る予算が必要となりますことから、委員報酬の増額や、印刷製本費、計画書策定業務委託料の計上により、全体では対前年度比１７１万７，０００円の増となっているところでございます。

次に、２款保険給付費について御説明いたします。

平成２９年度の給付費の見込みにつきましては、各介護サービスの動向から、平成２７年度及び平成２８年度の平均値、または、平成２８年度の見込値に伸び率を乗じて得た額により算出しておりますが、福祉用具や住宅改修等の年度ごとの変動が大きなものにつきましては、さらに調整を加えているところでございます。

加えまして、国において、ニッポン１億総活躍プランに基づき、平成２９年度に介護職員の給与を平均月給１万円相当引き上げることを予定しております。これの対応については、処遇改善加算で処理することとなっておりますことから、先ほどの実績等に基づく介護給付費にこの処遇改善加算増加分を上乗せし、積算しているところでございます。

この積算に当たりましては、平成２７年の報酬改定時に月額１万２，０００円相当の処遇改善加算が１．６５％の改定率でありましたことから、このたびの月額１万円相当の処遇改善加算分を１．３７％と見込み算定をしているところでございます。

それでは、個々のサービス費について御説明いたします。

要介護認定者を対象とした給付費でございます、１項介護サービス等諸費につきま

しては、全体では対前年度比２，６０６万２，０００円増の２７億９，３２０万円を計上いたしております。

このうち、１目居宅介護サービス給付費と３目地域密着型介護サービス給付費におきましては、対前年度比で大きな差が生じておるところでございます。

これにつきましては、先ほどの補正予算の際も説明させていただきましたが、法改正により、平成２８年４月から、定員１８名以下の通所介護が地域密着型サービスに移行している、これが関係しているところでございます。

平成２９年度予算につきましては、これらの実績に基づき積算いたしました結果、居宅介護サービス給付費においては、対前年比４，３５１万２，０００円の減、地域密着型介護サービス給付費おいては、対前年比１億１，０５８万２，０００円の増となったところでございます。

また、５目施設介護サービス給付費においての対前年度比３，６０２万２，０００円の減、及び９目居宅介護サービス計画給付費の対前年度比４１０万円の減となっておりますが、これは実績に基づく積算により算出したところでございます。

次に、５４２、５４３ページをお開きください。

要支援認定者を対象とした給付費でございます、２項介護予防サービス等諸費につきましては、全体では対前年度比２，２３４万３，０００円の減、総額１億２，７１７万円を計上いたしております。

１目介護予防サービス給付費におきましては、対前年比２，７９９万９，０００円の減となっております。こちらにつきましては、総合事業の開始に伴います予算の組み替えが影響しているところであります。

次に５４８、５４９ページお願いします。

下段になりますが、６項特定入所者介護サービス等費におきましては、対前年比１，２８５万７，０００円の増、総額１億７，２１７万５，０００円を計上しておりますが、増となった主なものは、１目特定入所者介護サービス費であります。これは、制度改正により、平成２７年８月から、多床室の入所者につきまして、室料相当分の負担を居住費として負担していただくこととなっておりますが、低所得者の方へは一定の配慮がなされております。利用者負担の第１段階から第３段階までの方につきましては、自己負担額との差額も補足給付の対象となっているところでございます。平成２８年度予算編成時には、この新たに発生した補足給付分の把握ができておりました

実績額が３カ月分のみというところでございましたので、動向が掴みづらく、予測での予算編成となっておりましたが、このたびは、約１年分の実績に基づく積算により、予算編成させていただいておるところでございます。

以上が、保険給付費になりますが、総額で３１億６，２６５万５，０００円を計上いたしておるところでございます。

次に、３款地域支援事業費でございます。ページは５５０ページ、５５１ページからになります。

１項介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、新たに創設した費目でございます。冒頭、申し上げました総合事業の実施に係る予算を計上しているところでございます。

御存じのとおり、総合事業は市町村が中心となり、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とするものでございます。

具体的には、これまで介護予防給付のうち、訪問介護と通所介護が地域の実情に応じた取り組みができる地域支援事業へ移行することとなります。

美祢市におきましては、平成２９年４月時点においては、現行相当のサービスのみとなりますが、今後は既存のサービスに加えまして、地域の多様な主体を活用した高齢者支援の体制づくりを構築していくこととなります。

予算書ベースで簡単に御説明させていただきますと、これまで２款保険給付費・２項介護予防サービス等諸費・１目介護予防サービス給付費の中に計上しておりました訪問介護と通所介護の予算を３款地域支援事業費・１項・１目介護予防・生活支援サービス事業費に組み替えて処理することとなります。

なお、予算につきましては、認定更新や認定期間満了を迎えるまでは、予防給付費で処理し、以降は地域支援事業費で処理することとなります。したがいまして、平成２９年度予算編成につきましては、実績に基づき積算しました事業費に対しまして、それぞれ５０％を割り振りし、処理しているところであります。

サービスの利用に当たっては、総合事業になりましても、要支援の認定を受けていらっしゃります方は、これまでと同様に訪問介護や通所介護を利用することができます。また、利用されるサービスが訪問介護や通所介護に限られる場合は、介護認定申

請によらず、基本チェックリストの判断による手続きが新たに設けられたことから、手続きの負担軽減につながっているところでございます。

ただし、福祉用具の貸与や訪問看護、通所リハビリを利用されている方、または、利用を考えている方につきましては、これまでと同様に介護認定申請の手続きが必要となります。

現在サービスを受けられておられる方に対する制度移行の説明や手続き等につきましては、事業所向けの説明会や、定期的なケアマネ支援会議等で、利用者の方が混乱を期すことがないように、協力をお願いしているところでございます。

また、現在、サービスは受けていないが、これからサービスを受けられたい方については、包括支援センターへの案内もお願いしているところであります。

制度移行についての周知につきましては、２月号の広報紙掲載と、３月号の広報紙の配布に合わせてチラシを全戸配布させていただいているところであります。

以上で総合事業についての説明を終わらせていただきますが、予算内容の説明に戻ります。

１項介護予防・生活支援サービス事業費、５５０ページになりますが、総合事業に係る訪問介護と通所介護の予算として総額４，５４７万５，０００円を計上しているところでございます。

次のページになります。２項一般介護予防事業費につきましては、これまで介護予防事業費として計上していたものでございます。従来の認知症予防教室開催事業や介護予防普及啓発事業、複合型介護予防事業を一本化した介護予防普及啓発事業や、地域住民グループ支援事業に係る経費として、４０５万１，０００円を計上いたしております。

なお、その下にあります介護予防二次予防事業費及び総合事業精算金につきましては、総合事業の開始に伴い廃目となります。

次に、３目でございます。次のページをお願いしたいと思います。３目包括的支援事業・任意事業費についてでございます。１目介護予防支援事業費につきましては、従来の介護予防ケアマネジメント事業費から名称変更したものでございますが、対前年度比５２４万５，０００円の増、２目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、対前年度比３５６万９，０００円の増となっておりますが、総合事業開始に向け、体制強化を図るための人員配置に係るものでございます。

３目任意事業費につきまして、一部事業の組み替えでございます。従来の家族介護教室開催事業や家族介護者交流事業、家族介護用品支給事業を一本化し、家族介護支援事業とするとともに、認知症サポーター等養成事業を特出ししております。併せて、対前年度比３４６万９，０００円の増となっているところでございます。これは、事業の見直しによるものでございます。

６目認知症総合支援事業につきましては、認知症ケアパス作成に係る印刷製本費や認知症施策推進事業補助金、いわゆる認知症カフェに対する補助金を増額したことに伴いまして、対前年度比１２４万１，０００円増となっているところでございます。

以上が、歳出についての説明となります。

続いて、歳入についてでございますが、予算書の５２４ページから５３１までとなっております。

歳入予算につきましては、ただ今御説明いたしました歳出予算に対する必要財源を計上しているところでございます。

主なものといたしましては、１款保険料として総額６億６，７０７万円、３款国庫支出金として総額８億１，２８７万１，０００円、４款支払基金交付金として８億９，９４４万５，０００円、５款県支出金として総額４億８，４７５万９，０００円、７款繰入金として５億３，７０７万５，０００円を計上いたしております。

なお、これまで地域支援事業に係る本人負担金について、分担金及び負担金で処理しておりましたが、平成２９年度からは諸収入として処理しております。

説明につきましては、以上となります。

○委員長（戎屋昭彦君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。山中委員。

○委員（山中佳子君）　５５９ページになります。配食サービス事業で、これは前年度比プラス２７８万８，０００円となっていると思いますが、この配食サービスのどのくらいの件数があって、それがふえているのか、減っているのか。

それからこれは、前の本会議におきまして敬老祝金を削減することによって、これに充てるという案もありましたが、まあ今回はそれが否決されました。前回は否決されましたので大変苦しい予算ではないかと思いますが、まず件数わかれば教えてください。

○委員長（戎屋昭彦君）　河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君）　ただいまの山中委員の御質問でございますけれども、配食サービスの食数全体が増加しているかどうかということでございますけれども、ほぼ横ばいに近い状況だろうと認識しております。

なお、食数につきましては、この度の予算編成にあたりまして、平均的な食数としまして、月の食数が全体で１，５６５食を見込んでおるところでございます。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君）　山中委員。

○委員（山中佳子君）　横ばいということで、このたびアップされたということは、以前敬老祝金のときの説明にありましたように、遠方への配食が困難ということがあってそのほうにまわされているのでしょうか。

○委員長（戎屋昭彦君）　河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君）　ただいまの山中委員の御質問でございます。今、山中委員言われましたように、言うなれば遠距離の加算、そういったものを見込んでおります。このたび遠距離加算につきましては、１食当たり２００円相当、また土日につきましても２００円相当の加算を設けまして、事業者さんのほうに対応いただくということで予算編成をさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君）　よろしいですか。その他質疑がございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君）　お尋ねいたします。総合支援事業に変わるんですけれど、地域で支え合うということなんですが、受け皿として地域支援でグループは、どのようなグループについてどのように考えておられるのか。

それから、チェックリストでということでしたけれど、チェックリストだけでは介護認定が受けられないんですが、（「ページを」と呼ぶ者あり）ページ、分かりません。介護認定がないといろんな制度が使えないと思うんですが、この点はどうなのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（戎屋昭彦君）　河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君）　ただいまの三好委員の御質問でございます。

まず、総合事業にあたりまして、現行サービス相当とは別のサービスに関するグループのことだろうと思うんですけれど、今、市内各地に地域住民グループというも

のがございまして、そういったグループに対しましても支援をしているところでございます。

総合事業にかかる事業を実施していただくには、国が定めております基準というものもございます。それを緩和した基準というところもございますが、そういったグループが市内でどのような活動をされているのか、今後そういったグループがどのような活動を行ってもらえるのか、そういったものにつきましては予算書で言いますと５５８ページ、５５９ページの３項包括的支援事業任意事業費の中の５目生活支援体制整備事業費、こういったなかで業務委託を行いながら洗い出しを行っているところでございます。

やはり、総合事業を実施していただく団体となりますのは、それなりの責任等もございますので、そういったものが今後対応できるのかというころも見定めながら、今後の次なるステップを踏んでいきたいと考えているところであります。

それと併せてまして、チェックリストと介護認定の関係のお話をされました。このたびチェックリストで対応できます方につきましては、言うなれば通所介護、訪問介護のみを利用される方については、介護認定を受けられなくても基本チェックリストで対象になられましたら、訪問介護、通所介護を利用できますよということになりますけれども、先ほども申しましたようにその他のサービス、福祉用具対応、訪問介護、通所リハ、そういったその他のサービスを利用されます方につきましては、これまでと同様に介護認定を受けていただく必要がございます。

以上ですが、よろしいしゅうございますか。

○委員長（戎屋昭彦君）　その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君）　先ほども説明がありましたけれど、介護……国がですね、介護の給付を削減するための方策として要支援１、２を介護保険から切り外そうとしてます。そういった国の方針に従って、今回、国の方針に従った予算だと思います。

これでは、本当に、介護にならないほうがいいので、介護予防も先ほどの説明では、財源更正でしたかね、その介護保険は払うけど、その介護が受けにくくなっているのではないかと、そういった制度、国のまず介護保険給付を削減するという方針になっ

ている予算なので反対いたします。

○委員長（戎屋昭彦君）　その他御意見はございませんか。安冨委員。

○委員（安冨法明君）　賛成の意見を申し上げます。で、基本的には国保と同じことを申しますが、国の制度によって我々は制度設計をする立場にはありませんから、それによるものについては、基本的には、今の介護が大切な時期に、これが維持されることを望んでおります。

それから、最初に説明がありましたように、今度第７期の介護保険事業計画ですかね、策定をするようになっております。我々の意見で入れていただけるようなものがあるとするならば、また三好委員もそういうところで御発言をされたらというふうに思っております。そういうことを申し上げて賛成討論といたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（戎屋昭彦君）　挙手多数と認めます。よって、議案第１４号は原案のとおり可決されました。ここで、午後１時２０分まで休憩します。

午後０時１５分休憩

午後１時１８分再開

○委員長（戎屋昭彦君）　休憩前に続き、委員会を開きます。

次に、議案第１５号平成２９年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。鮎川市民課長。

○市民課長（鮎川弘子君）　議案第１５号平成２９年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明をいたします。

予算書の５１ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億７，２１１万７，０００円と定めるものでございます。

はじめに、保険料について御説明いたします。

後期高齢者医療制度の保険料は、２年ごとに見直しが行われ、２年間の県内の被保険者数、医療費等の見込み、また、剰余金、基金積立金の活用により算定されます。

平成２９年度は、保険料の改定年には該当しませんので、平成２８年度、平成２９年度の山口県の保険料は所得割率の１０．５２％、均等割額は５万２，３９０円でございます。

次に、制度改正について御説明いたします。平成２９年度では、次の２点が改正されます。

まず１点目、保険料減額基準の見直しでございます。

経済動向等を踏まえ、低所得者の負担軽減を図るため、保険料の均等割額を減額する基準の見直しが行われます。軽減判定所得において、５割軽減における被保険者数に乗ずる額が、２６万５，０００円から２７万円に、また、２割軽減における被保険者数に乗ずる額が、４８万円から４９万円に改正となり、これによって保険料の軽減対象者が拡大されます。

２点目は、保険料軽減特例の見直しでございます。

その１として、被用者保険の被扶養者であった方の均等割額の軽減基準が９割から７割に見直されます。

また、その２といたしまして所得割額の軽減特例を受けている方の所得割額の軽減が５割から２割に見直されます。

この内容を踏まえ、山口県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づき、平成２９年度の予算を編成しております。

それでは、歳出から御説明いたします。予算書の５７８、５７９ページをお開きください。

歳出の主なものについて御説明いたします。

一番下の行になります。２款・１項・１目ともに後期高齢者医療広域連合納付金でございます。説明欄の中ほどをごらんください。これは、後期高齢者医療保険料３億２，６３８万３，０００円をはじめといたしまして、総額で４億６，５６９万１，０００円、対前年度比２，８５２万４，０００円の増となっております。これは、山口県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。５７４、５７５ページをごらんください。

１款・１項ともに後期高齢者医療保険料でございます。合計で３億２，６３８万１，０００円、対前年度比２，３５９万３，０００円の増となっております。

次に、３款繰入金・１項一般会計繰入金、こちらが１億４，３３８万１，０００円

を計上しております。まず、１目事務費繰入金でございます。１，７０６万２，０００円の内訳は、後期高齢者医療広域連合への特別会計への事務費負担金１，２９５万８，０００円、市の後期高齢者医療事業特別会計への事務費４１０万４，０００円となります。

２目保険基盤安定繰入金でございます。１億２，６３１万９，０００円は、歳出の保険基盤安定負担金に対応するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（戎屋昭彦君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君）　お尋ねいたします。軽減策が拡大ということなんですが、これは申請をしなくてもいいのでしょうか。全て申請主義で、申請をしないと受けられないということでしょうかお尋ねいたします。

○委員長（戎屋昭彦君）　鮎川市民課長。

○市民課長（鮎川弘子君）　その所得額で確認をいたしますので、確定申告をしていただくということが必要になってまいります。

以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君）　三好委員。

○委員（三好睦子君）　窓口負担というのは変わっているのですか。変わらないんでしょうか。

○委員長（戎屋昭彦君）　鮎川市民課長。

○市民課長（鮎川弘子君）　三好委員、窓口負担とおっしゃいましたのはどういったものでしょうか。

○委員長（戎屋昭彦君）　もう一度わかりやすくお願いいたします。三好委員。

○委員（三好睦子君）　高齢者の医療費の窓口負担です。１割とかありませんでしたっけ、２割になったとか。

○委員長（戎屋昭彦君）　鮎川市民課長。

○市民課長（鮎川弘子君）　医療機関においての被保険者の負担額ということだと思いますが、そちらについては変更はございません。

○委員長（戎屋昭彦君）　その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君）　この議案に反対いたします。後期高齢者医療保険ですが、消費税増税されて年金が減らされる中でも、こういったことで高齢者の方は収入を得るわけにもいかず、大変大きな不安を抱えておられます。公費負担も拡大されたということですが、やはりこういった負担は、不安は多いと思います。こうした後期高齢者、これは、最初は２００８年度は負担率は１０……済みません。

日本共産党は、後期高齢者医療制度はその仕組として高齢者の人口等、医療給付費が増加すればするほど保険料が値上げになっていくという、今回は２年おきなんですが、２年目なので、値上げは、負担の値上げはないんですが、その医療費がふえればふえるほど、その値上げに直結していくという露骨な受診抑制をもたらすもので、この医療制度には反対いたします。

○委員長（戎屋昭彦君）　その他御意見はございませんか。猶野副委員長。

○副委員長（猶野智和君）　先ほどから安冨委員がおっしゃることとかぶると思いますが、今回のこれはあくまでも予算の賛否です。先ほど三好委員がおっしゃられているのは制度のことの反対だと思いますね。これはあくまでも国が決められる大枠でございます。私たちはその制度にのっとって、市の中のやるべきこと、この制度を守るためにこの予算を編成しているわけで、制度の反対とこの予算の反対を混同されているところでちょっと問題があるのかなと思います。そういうことで私は、今回の予算という意味で賛成という意見を出したいと思います。

○委員長（戎屋昭彦君）　それでは、本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（戎屋昭彦君）　挙手多数と認めます。よって、議案第１５号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１６号平成２９年度美祢市水道事業会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。三戸管理業務課長。

○管理業務課長（三戸昌子君）　それでは、黒い背表紙の予算書を御用意ください。

議案第１６号平成２９年度美祢市水道事業会計予算についてでございます。

１ページをお開きください。

条例改正でも御説明していますように、平成２９年度から美祢市全体が上水道になります。簡易水道統合の観点から平成１９年に簡易水道整備費国庫補助金交付要綱が改正され、簡易水道の定義が変わったことから、美祢市の簡易水道は簡易水道の定義に該当しなくなりました。統合期限を迎え、平成２９年度からすべてが上水道になりますので、予算科目も変更しております。一つの水道事業として一つの款にまとめました。

まず、第２条業務の予定量でございます

上の表の計の欄をごらんください。業務の予定量を申し上げます。（１）１号給水戸数は１万２７０戸、内訳を美祢地域、美東地域、秋芳地域と３つに区分しています。２号年間総給水量は２８０万４，９００立方メートル、３号一日平均給水量は７，６８５立方メートルでございます。

では２ページをお開きください。

第４号主な建設改良事業でございます。主なものは上から祖父ケ瀬浄水場硬度低減化苛性ソーダタンク更新１，０７０万円、入見配水池増補事業６，１２０万円、水道未普及解消事業(田代地区)１億９２１万円、２９年度は配水池と排水管の布設を行います。次に、厚保地区管路更新事業５，３１０万５，０００円、上野・秋吉地区水道統合整備事業２億８，５５６万５，０００円でございます。

上野・秋吉地区水道統合整備事業は、本年度は、第４配水池、管路、水管橋の実施設計を行います。

次に第３条でございます。収益的収入及び支出の予定額でございますが、すべてが上水道になりましたので、水道事業収益として款をまとめています。水道事業収益は７億８，７１７万５，０００円、内訳は、営業収益が４億３，８２２万円、営業外収益３億４，８９５万５，０００円でございます。

次に支出でございますが、こちらも一つにまとめ、水道事業費としております。水道事業費が７億３，２５８万６，０００円でございます。営業費用は６億８，２７６万８，０００円、営業外費用は４，９１９万８，０００円、そのほかには特別損失２万円、予備費６０万円でございます。

次に、第４条資本的収入及び支出の予定額でございます。収入合計は５億７，０７４万４，０００円でございます。うち企業債は４億３，６９０万円の借り入れを計上しております。そのほか繰入金が１３万２，０００円、負担金及び寄附金が

４２４万円、国庫支出金が３，５３９万１，０００円、出資金が９，４０８万１，０００円でございます。

支出は、資本的支出の合計が８億４，７３７万８，０００円、うち建設改良費が６億２，９７３万７，０００円、次の企業債償還金が２億７６４万１，０００円、予備費が１，０００万円でございます。

上の４条の資本的収入及び支出の条文をごらんください。かっこ書きで補填財源を説明しております。収支の不足額２億７，６６３万４，０００円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額４，２２５万１，０００円、過年度分損益勘定留保資金２，９６６万６，０００円及び当年度分損益勘定留保資金２億４７１万７，０００円で補填するものでございます。

では、予算の主なものは予算実施計画書で御説明をいたしますので、４ページ、５ページをお開きください。

まず、収入でございます。平成２９年度から予算科目の並びが変わっております。制度の改正により旧上水道事業と美祢簡易水道事業を一つにしまして、美祢地域、美東地域、秋芳地域と、地域ごとに業務予定額を表しております。今回から、３つの地域が科目ごとに並び、比較しやすくなりました。料金の統一までは地域別で表すことにしております。２款以降に前年の予算を計上して比較しておりますので、お目通しをお願いいたします。昨年との比較の結果を申し上げますと、営業収益は６０２万円の減でございます。うち、給水収益が４６３万８，０００円減少しています。

ページ下のほう、２項・２目から３目繰入金をごらんください。一番下の美東地域では、１，７１３万８，０００円になりますが、前年よりも１，４２５万１，０００円の増加でございます。これは、水源増補と硬度低減化装置が完成し、資産が建設仮勘定から本勘定に振り替えられたことから、硬度低減化装置の減価償却費に対して繰入金を計上した結果でございます。

次に支出でございます。１１ページをお開きください。１０ページ、１１ページでございます。

支出では、目科目を追加しております。上水だけにあった原水及び浄水費を３地域共作りました。また、平成２９年から３地域の浄水場管理の職員を祖父ケ瀬ポンプ室に統合いたしまして、実質的な管理の統合も図っております。

次に１２ページをお開きください。第４目から１６ページの第６目に、３地域とも

に配水及び給水費をつくり、配水池や管路の維持管理を集約いたしました。

では、１８ページ、１９ページをお開きください。７目の業務費等でございます。業務費を新設しておりまして、業務に関する項目、検針、調定、集金等を集約しています。また、２０ページをごらんいただきますと、事務所費は、１０目でございます。１つの総係費にまとめたので、標準的な予算体系に近づいたと考えております。このように、地域別の予算を一覧にしたものが概要資料の２ページに表してございますので、のちほどお目通しをください。

では、２２ページ、２３ページをごらんください。

第１２目減価償却費美東地域をごらんください。繰入金で申し上げましたが、美東地区は新井出水源の増補と硬度低減化装置の資産の取得により、減価償却費は７，２４３万４，０００円になり、昨年よりも２，１３９万３，０００円の増額であります。

一番下をごらんください。秋芳地区は、１億３９８万４，０００円になります。遠隔監視装置と秋吉台配水池の減価償却が始まり、４２９万２，０００円の増額になっております。

では、２４ページ、２５ページ中ほど営業外費用をごらんください。３地域合わせると支払利息は４，８９６万８，０００円になります。後ろにあります前年との比較結果を申し上げますと、３地域とも支払利息が減じておりまして、合計で７８８万９，０００円が減じております。

では、資本的収入及び支出の御説明をいたしますので、２８ページ、２９ページをお開きください。

まず、資本的収入でございます。企業債は、４億３，６９０万円でございます。水道未普及解消事業田代地区に４，５７０万円、水道統合事業秋吉上野に２億８，４９０万円、於福厚保の配水管布設替事業に４，５１０万円、入見配水池の整備に６，１２０万円の借り入れの予定でございます。そのほかは、先ほど説明しましたので、支出を説明いたします。

次の３０ページ、３１ページをお開きください。

建設改良費も目を統合して配水設備改良費にしております。

主な事業は冒頭に御説明いたしましたので、ほかのものを御説明いたします。委託料の一番上の行、祖父ヶ瀬の配水池の更新事業を予定しておりますが、第２水源の水

質調査等を３３６万１，０００円ほど計上しております。祖父ヶ瀬浄水場の更新後は、予備水源として活用する予定でございます。ほかには、工事請負費をごらんください。２行目国行地区配水管布設替１，４００万円、一番下の行、嘉万麓地区配水管布設替６００万円、次のページをお開きください。一番上の行、綾木影平地区配水管布設替２００万円が主なところであります。

では、最後に予算概要資料をごらんください。３ページからの平成２９年度美祢市水道事業予定損益計算書でございます。４ページに純利益が出ております。

下から三行目でございます。平成２９年度の純利益は１，１８６万３，０００円でございます。前年度繰越利益剰余金５，８８１万６，０００円と合わせまして、当年度未処分利益剰余金は７，０６７万９，０００円になる予定であります。

以上で説明を終わります。

○委員長（戎屋昭彦君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。安冨委員。

○委員（安冨法明君）　２ページに主な建設改良工事が示されております。新年度における総額は２億８，５５６万５，０００円となっております。

それで、以前にもお聞きをしたと思いますが、なかなか私が意とするところとお答えが合わなかったんで、それ以上は申し上げなかったんですが、基本的にこういうふうな意見を聞くんですが、工事を修理と新規工事と分けて考えた時に、修理を担当される方各地区にそれぞれ当番制とかをしいておられて待機というほどのものではないんですが、すぐに対応ができるようにということで対応されておるように聞いております。

それでお聞きしたいことは、新規工事にどれだけ、要するに最初のほうの修理を担当される業者さんといいますか、比較的零細業者さんが多いと思うんですよね。それで新規工事にどういう形で参入できるかっていうことなんです。ですから、日常的にそういう形で縛られて、修理工事とか担当しておって、なかなか新規工事には参入できないというふうな感じの、その事業規模によるところがあるかと思うんですよね。

ですから、その辺を私たちはいつも修理工事等の担当をしながら日常的に対応しているけれど、それだけでその何ていいますか、その企業経営が成り立っているわけじゃあないからほかの仕事もしますよっていうことなんですが、だからそういうふうにして頑張っている割には新規工事になったら建設業といいますか、大手の美祢地区な

りの比較的大手、そういう方たちがずっと入ってとられて、なかなかその何て言うんですか、そういうふうな個々のその業者さんって取れないというか、参入できないっていうふうなことを聞くんですよね。何とかならんかねって。まあ聞いてみれば、そういうこともあるのかなっていうふうなことを思うわけです。で、どういうふうに考えておられるか、説明ができればしてください。

○委員長（戎屋昭彦君）　松野上下水道局長。

○上下水道局長（松野哲治君）　ただいまの御質問にお答えをいたします。

この質問と類似の質問を以前いただいた時に答弁させていただきましたけれども、上下水道局としましては工事を発注する立場にございまして、業者選定につきましては指名審査会という制度をもっておりまして、そちらのほうで業者を選定をするということになっておりますので、上下水道局がこの業者この業者ってことは申し上げられないということで答弁させていただきたいと思います。

なお、今までの状況だけを御説明しますと、大体１，５００万程度を境に、１，５００万円未満の場合は修理当番業者、先ほど言われました中小業者を指名しているような状況でございます。１，５００万を超えると土木の業者を指名しているというのが現状だというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君）　安冨委員。

○委員（安冨法明君）　そこなんですよね、以前同じような質問をしたというのは先ほど私も申し上げたんですが、その時はね、ちょっとあれが食い違っているところがあるなと思うんですが、要するに今説明をされました１，５００万の辺で、業者を一応指名業者を分けているよっていうところだろうと思うんですよね。

で、この辺で、じゃあこれを超えたものにどうして入れないかっていうことなんですよね。まあ指名審査会がありますよっていうのは分かります。だから審査の対象から外れるよっていう、まあ資格ですよね、外れるよってことだと思うんですが、だからそれをそこをカバーできる方法論がないだろうか。例えば小さい業者が何社か寄って、集まって一つの工区なりに参画できるというふうなことができないもんだろうかなっていうふうなつもりで、こないだお聞きしたんですけれど、その辺が私のあれと主管課のあれが違っていたんだろうと思うんですが、私の申し上げていることが分かりますかね。お答えできれば。

○委員長（戎屋昭彦君）　松野上下水道局長。

○上下水道局長（松野哲治君）　今の御質問で中小業者に、俗にいうＪＶ、ジョイントベンチャーでも組んで大きな事業を出したらどうかということだと思うんですけれども、逆にそのジョイントベンチャー組む手間を省く意味もございまして、上下水道局では仮に３，０００万円、４，０００万円の工事を３工区、２工区に分けて出すようにして、中小事業者さんにも受注の機会を与えるような形に今現在はしております。

以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君）　安冨委員。

○委員（安冨法明君）　今のお答えですと、ちゃんと配慮がしてあって、零細業者の皆様もですね、中小の皆さんも十分それに参画できるような状況にありますっていうことなんでしょうが、じゃあ仮にそういうふうな例えば３，０００万円の工事を三つに分けたら１，５００万以下にすれば、参画できるよっていうことなんですが、その時にはじゃあ仮に１，５００万以上の大手としましょうか、そういう業者さんには入札参画の機会はないっていうか、今要するに言葉が適当かどうか分かりませんけれども、締め出すようなかたちで配慮されているということなんでしょうか。

要するに、分けてあげないと、なんていいますか、大きいところが来て、ぽんと入ってくれば当然競争相手のふえるわけですよね。それがいいか、悪いかって言えば別の議論があると思うんですがそういうふうな配慮もできているんでしょうか。

○委員長（戎屋昭彦君）　松野上下水道局長。

○上下水道局長（松野哲治君）　ただいまも御質問にお答えいたします。最初に申し上げましたように、業者の指名につきましては上下水道局がこの業者この業者っていう指名はできません。ですから、指名審査会のほうで決定をされておりますので、その辺の答弁はこちらからはできませんので、御了承いただきたいと思います。

○委員長（戎屋昭彦君）　安冨委員。

○委員（安冨法明君）　だから、３，０００万を三つに分けたら１，０００万円になるからってその時には、その例えば、それ１，５００万の工事に参画していた人はその指名には入ってこないっていうことにできているのでしょうかっていうこと。

○委員長（戎屋昭彦君）　松野上下水道局長。

○上下水道局長（松野哲治君）　先ほど申しましたように、こちらで業者の選定はできませんので、指名審査会のほうでそういう仕分けをされておるというふうに思ってお

ります。ですから、現実として１，５００万未満の工事に土木業者、大手の土木業者は指名、過去の実績ではないというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君）　よろしいですか。その他質疑はございませんか。猶野副委員長。

○副委員長（猶野智和君）　上野秋吉地区水道統合整備事業、これが秋芳町の秋吉・岩永地区の軟水化事業のことだと思います。今回これに関して大きな予算が付いているということですが、当初言われているスケジュールの面で変更等ないか。まあ今後どういうかたちになるか。まあ美東町の場合はこの３月くらいに以前言われた軟水化が実現するというかたちなんですが、こちらの秋芳町南部の軟水化が今後どういうスケジュールで進んでいくか、ちょっと改めてここで教えていただければと思います。

○委員長（戎屋昭彦君）　松野上下水道局長。

○上下水道局長（松野哲治君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

当初の計画は３４年度に軟水化というか統合が完了するようになっております。経済状況等にもよりますけれども、できるだけ前倒しで事業を進めたいというふうには思っております。

それと、美東の軟水化のほう言われましたけれど、軟水化の工事が終わりまして、３月２８日に竣工式を行う予定にしております。なお、３月の１８日の土曜日には一般の方の見学会も併せて行うようにしておりますので御報告なりさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君）　その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　それでは、これより議案第１６号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第１６号は原案のと

おり可決されました。

次に、議案第１７号平成２９年度美祢市公共下水道事業会計予算を議題といたします。執行部からの説明を求めます。三戸管理業務長。

○管理業務課長（三戸昌子君）　黄色い背表紙の予算書を御用意ください。

議案第１７号平成２９年度美祢市公共下水道事業予算について、御説明をいたします。

１ページ目をお開きください。

まず、業務の予定量でございます。第２条をごらんください。

第１号下水道使用戸数は３，９１８戸、昨年より３戸の増加でございます。第２号年間総処理水量は１０３万５，０００立方メートルでございます。第３号一日平均処理水量は２，８３５立方メートル、第４号主な建設改良事業は美祢市浄化センター改築更新業務１億６，３３０万円。これは、昨年に引き続き、反応タンク設備、脱水機工事の更新と新しく中央監視盤装置の設計を計上しています。ほかには、下村準幹線管渠布設事業１，７００万円を計上しています。

次に、第３条収益的収入及び支出の御説明をいたします。

収入は、下水道事業収益が６億１，８０３万５，０００円でございます。営業収益が１億６，０６７万５，０００円、営業外収入が４億５，７３６万円でございます。支出合計は、下水道事業費用５億８，５６０万１，０００円で、内訳は営業費用５億２，２１７万４，０００円、営業外費用６，２４１万７，０００円、特別損失１万円、予備費１００万円でございます。

では、２ページにお進みください。第４条資本的収入及び支出でございますが、収入は合計３億８，３０２万３，０００円、うち企業債７，１４０万円、補助金９，７５９万５，０００円、出資金が２億１，２５６万８，０００円、受益者負担金１４５万９，０００円、その他が負担金１，０００円でございます。

次に支出ですが、合計５億１，４３９万８，０００円、うち建設改良費が２億７８０万円、企業債償還金３億５５９万８，０００円、予備費が１００万円としました。

第４条、条文のかっこ書きに示してあります補填財源は、収支の不足額１億３，１３７万５，０００円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額７３８万８，０００円、過年度分損益勘定留保資金８，４６３万７，０００円、及び当年度分

損益勘定留保資金３，９３５万円で補填するものでございます。

では、予算に関する説明書の大まかなものを御説明いたします。

２枚めくられまして、４ページ、５ページの平成２９年度美祢市公共下水道事業会計予算実施計画書をごらんくださいませ。

まず、収入でございます。収入は、下水道事業収益が６億１，８０３万５，０００円です。繰入金の組み替えをいたしましたので、前年度に比べて下水道事業収益の合計が２億８，６２０万円減少しています。

ほかには、２項営業外収益・２目に国庫補助金１，０４０万円を計上しております。下水道法の改正により、公共下水道計画を変更する必要が生じましたので、変更にかかる費用の半分を国庫補助金として計上するものであります。

次に支出でございます。支出は、下水道事業費用は５億８，５６０万１，０００円でございます。ほぼ例年並み、１，２５３万円の増加でございます。

８ページ、９ページをごらんください。右ページの中ごろの委託料の一番下の行に、国庫補助金で説明しました公共下水道事業計画変更委託料を２，０８０万円計上しています。下水道法の改正により、下水道の維持修繕基準が創設されたため、事業計画に点検の方法と頻度を計画に定めることが義務づけられたので、計画を改正するものでございます。

１枚めくられまして１０ページ、１１ページをごらんください。

第２項営業外費用でございます。第１目支払利息及び企業債取扱諸費・節支払利息でございますが、６，２３１万７，０００円、前年と比べ１，０１６万４，０００円減じたものでございます。

次に、１２ページ、１３ページをお開きください。

資本的収入及び支出のまず収入でございます。金額は先ほど申し上げましたので内容を申し上げます。第１項企業債と第２項国庫補助金は、浄化センター長寿命化事業及び下村地区準幹線管渠布設工事に対するものでございます。

次に、資本的支出でございますが、支出については、先ほど主な事業を申し上げましたとおりでございます。

では、予算概要説明資料を御用意ください。２ページでございます。

ただいま説明しました収益的収支による損益でございますが、下から３行目をごらんください。当年度純利益が２，５０４万６，０００円、前年度繰越利益剰余金２億

５，２８８万７，０００円を合わせまして、当年度未処分利益剰余金は２億７，７９３万３，０００円になる予定でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（戎屋昭彦君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　それでは、これより議案第１７号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第１７号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２７号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてを議題といたします。執行部からの説明を求めます。大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君）　それでは、再び第１回定例会の議案書と参考資料の御用意をお願いいたします。

議案第２７号は、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてであります。議案書が２７－１ページ、参考資料は５６から５９ページになります。

これは、山口県市町総合事務組合において、平成２９年３月３１日限りで養護老人ホーム長生園組合等が解散により、脱退すること。平成２９年４月１日より、非常勤職員公務災害補償等事務を共同処理する団体に岩国市等を加えることなど、山口県市町総合事務組合の規約を変更することについて、地方自治法第２９０条の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はご

ざいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　それでは、これより議案第２７号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第２７号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２８号山口県市町総合事務組合の財産処分についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君）　議案第２８号は、山口県市町総合事務組合の財産処分についてであります。議案書は２８－１ページになります。

これは、平成２９年３月３１日限りで、養護老人ホーム長生園組合及び豊浦・大津環境浄化組合が山口県市町総合事務組合の退職手当支給事務を共同処理する団体から脱退することに伴う財産処分について、地方自治法第２９０条の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

説明は以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　それでは、これより議案第２８号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第２８号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２９号宇部市との山口県央連携都市圏域形成に係る連携協約の締結に関する協議について、及び議案第３０号山口市との山口県央連携都市圏域形成に係る連携協約の締結に関する協議については関連がありますので、一括議題といたします。執行部より一括説明を求めます。佐々木企画政策課長。

○企画政策課長（佐々木昭治君）　それでは、議案書の２９－１ページをごらんください。

議案第２９号は、宇部市との山口県央連携都市圏域形成に係る連携協約の締結に関する協議についてであります。

また、３０－１ページをお開きいただきますと、議案第３０号は、山口市との山口県央連携都市圏域形成に係る連携協約の締結に関する協議についてであります。

これは、先年の１２月議会の本委員会におきましても御説明いたしましたとおり、人口減少・少子高齢化社会を迎えている中、地域を活性化させ、活力ある社会経済を維持していくため、国においては、一つの方策として、相当規模の中核性を備える都市、いわゆる連携中枢都市と近隣の市町村が連携して経済成長のけん引、都市機能の集積・強化、及び生活関連機能サービスの向上に取り組む都市圏域に対して支援を行う連携中枢都市圏構想を推進しております。

また、本市においても、連携中枢都市圏の形成について、連携中枢都市としての要件を満たしております宇部市及び山口市、並びにその近隣市町であります、萩市、防府市、山陽小野田市、島根県津和野町と、圏域形成に向けた協議を行ってきたところであります。

その結果、このたび宇部市並びに山口市を連携中枢都市とした７市町で構成する連携中枢都市圏「山口県央連携都市圏域」を形成することになりましたので、地方自治法第２５２条の２第１項の規定により、山口県央連携都市圏域形成に係る連携協約を協議により締結することについて、同条第３項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

なお、連携中枢都市圏であります宇部市並びに山口市と美祢市は、個別に連携協約を締結しなくてはならないことから、議案第２９号は宇部市と、また議案第３０号は山口市と、山口県央連携都市圏域形成に係る連携協約の締結に関する協議についての議案となっております。

説明は、以上です。

○委員長（戎屋昭彦君）　説明が終わりました。２つの議案に対する質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君）　昨年も全協で説明がありましたが、いまいち納得がいかないところもあるんですが、このメリットとしてはどのようなことが考えられるのでしょう

か。

○委員長（戎屋昭彦君）　佐々木企画政策課長。

○企画政策課長（佐々木昭治君）　三好委員の御質問にお答えいたします。中枢都市圏を形成することのメリットなんですけれども、まず、最近財源等支援が――財政的支援がですね、限られている中、多様な市民ニーズ、行政ニーズに対応していくためには、広域で連携していくことが大切だと考えております。

その中で、この中枢都市連携につきましては議会の議決を求める方向であり、自治体間の安定的な連携であります。

また、５年間のビジョンを形成する中で民間の委員さんの意見にも留意しつつ、連携を進めていくということができますので、市としては連携中枢都市圏を進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君）　三好委員。

○委員（三好睦子君）　合併と同じような感じで、中枢都市の周辺部のところは取り残されたりということは考えられないのでしょうか。

○委員長（戎屋昭彦君）　佐々木企画政策課長。

○企画政策課長（佐々木昭治君）　三好委員の再質問にお答えいたします。

まず、合併のような形になってしまってはいけないということで、この要綱につきましては、ひとまず、最初のベースとして、この連携中枢都市圏は合併に発展させようというものではなくて、国の要綱でもありますように、連携中枢都市圏構想は地方公共団体が柔軟に連携し、地域の実情に応じた行政サービスを提供するためのものであり、市町村合併を推進するためのものではないと明確に明記されておりますので、その辺は誤解のない中で御説明をいたしますと、先ほどおっしゃいましたように中心部だけが発展していくのではないかという危惧されておられると思いますけれど、その辺は私どもないように私どもが民間の委員さんもいらっしゃいますので、その辺を協議会の中で言っていって、圏域として発展していくような形で努めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君）　その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　質疑なしと認めます。それでは、２つの議案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君）　反対意見を述べます。連携中枢都市圏を指定して、中心都市と周辺都市を結ぶという――先ほど合併するためのものではないと説明がありましたが、連携中枢都市圏を指定して中心都市と周辺都市を結ぶということは周辺となる美祢市、私たちのまちが自主性が損なわれていくのではないかと考えます。

この連携中枢都市構想は周辺部にある病院や公共施設等を中心部に集めるということも考えられるような気がします。美祢市の衰退を加速させかねません。このことで県の役割も縮小されて道州制はないといわれましたが、この道州制に結び付けていくという狙いも伺えます。国の合併の代替措置として打ち出されたものではないかと考えます。決して自治体同士の連携を否定するものではありませんが、県をなくしていくという県の役割が縮小されていくというのは、地域が消滅される道州制の布石となるのではないかと危惧しますので、この議案に反対いたします。

○委員長（戎屋昭彦君）　その他御意見はございませんか。

○委員（安冨法明君）　確かに私たちもこの広域圏構想を充分にまだ説明を受けていないというか、理解をしているとは言い難いところはあるんですが、基本的に美祢市も合併して１０年になるわけですが、少子高齢化と言いますか、人口減少社会の中でのそのまちづくりとなりますと、やはりこれ以上の合併はしなくても基本的にその連携をして経費的なものを含めてまちづくりが推進できるとするならば、やはり手をつなぐところは連携をしながら、また競争するところは競争するというかたちになろうかと思うんですが、まちづくりにとっては一つの考え方になろうかというふうに思っております。

そういう意味で、これを反対するには当たらない。従って、賛成をいたします。

○委員長（戎屋昭彦君）　それでは、まず最初に議案第２９号につきまして、本案について原案のとおり決することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（戎屋昭彦君）　挙手多数であります。よって、議案第１７号は原案のとおり可決されました。

引き続き、議案第３０号について採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（戎屋昭彦君）　挙手多数であります。よって、議案第３０号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３１号美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。執行部からの説明を求めます。佐々木企画政策課長。

○企画政策課長（佐々木昭治君）　それでは、議案書の３１－１ページをごらんください。議案第３１号美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更についてを御説明いたします。

このたび市議会に提出しております平成２９年度一般会計予算において、２３の事業の財源として財政的に有利な過疎対策事業債を活用することとしておりますけれども、この過疎対策事業債を活用するには、活用しようとする事業が美祢市過疎地域自立促進計画に基づいて実施する事業ではなくてはなりません。

このため本議案は、美祢市過疎地域自立促進計画に未記載の７事業を、新たに計画に追加するものであり、計画を変更するためには、過疎地域自立促進特別措置法第６条第７項において準用する、同条第１項の規定により市議会の議決が必要でありますことから、このたび市議会の議決を求めるものであります。

それでは、変更箇所を御説明いたします。

まず、美祢市過疎地域自立促進計画の自立促進施策区分の産業の振興において、新たに商業・共同利用施設として「灯る街づくり事業」を追加いたします。

次に、自立促進施策区分、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の市道・道路において、「市道厚保小学校線（改良・舗装）」を追加いたします。

次に、自立促進施策区分高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の児童福祉施設・保育所において、「厚保保育園整備事業」を追加いたします。

１枚めくっていただきまして、上から、自立促進施策区分、教育の振興の学校教育関連施設・校舎において、「厚保小学校校舎増築事業」を追加いたします。

また、同じく教育の振興において、集会施設・体育施設等・公民館として「厚保公民館空調設備整備事業」と「赤郷公民館空調設備整備事業」を追加いたします。

そして、最後に、自立促進施策区分、地域文化の振興等において、地域文化振興施設等の地域文化振興施設といたしまして「市民会館便所改修事業」を追加いたします。

説明は、以上です。

○委員長（戎屋昭彦君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　それでは、これより議案第３１号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第３１号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案２３件につきましての審査について終了いたしました。

その他委員の皆様方から何かございましたら、発言をお願いいたします。末永委員。

○委員（末永義美君）　１点ほど、要望という形で申し上げたいことがございます。

昨今の第６期介護事業計画、これが今基本整備が今止まっていますけれどもそこに到達するまでの、まず第５次の同じ介護保険計画の各協議会、審議会のほうの内容をぜひ拝見したいということで、第５期の時の介護保険事業計画の会議録の……これをまず要求したいと。もし――何とかしてこの内容を拝見したいのでその点をまず要望いたしたいと思いますけれど、委員長どうでしょうか。

○委員長（戎屋昭彦君）　済みません、暫時休憩をとらさせて……済みません、じゃあちょっと訂正いたします。今末永委員のほうから第５次介護計画の議事録ですか、を提出をお願いできませんかということでしたが、その辺りについて執行部のほうはいかがなものでしょうか。篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君）　議長からの要請でありましたら――ちょっと資料は確認しますけど、議長からの要請でありましたらこちらはそれに対応するということでございます。

○委員長（戎屋昭彦君）　はい、じゃあ議長と相談させていただきます。もう一点ですか。末永委員。

○委員（末永義美君）　ぜひその内容を早急に拝見したいということで、今後その方向性としましてこの内容の動向をですね、議会のほうの特別委員会の設置、もしくは内

容によっては、百条委員会のほうの設置、これを検討しようと思ってますので、その辺のことを考慮しまして、なるべく早くの段階でその対応のほうよろしくお願い申し上げます。

○委員長（戎屋昭彦君）　ちょっと済みません。ここで暫時休憩をさせていただきます。

午後２時２２分休憩

午後２時４６分再開

○委員長（戎屋昭彦君）　休憩前に続き、委員会を開きます。末永委員。

○委員（末永義美君）　委員長の許可を今得ましたので、一言私からの発言をさせていただきます。先ほど休憩前の私の発言の中で、強い言葉、百条委員会という文言を申し上げましたが、少し考え違い、思い違えをしておったという点がございます。したがってその百条委員会という発言については撤回をさせていただきたいと思います。この分に関しての言葉の強み、重み大変に反省しておりますので、大変に申し訳ございませんでした。

そこで、改めまして委員長のお取り計らいをいただきまして、議長にお願いしていただきたいのですが、最近の議会において本市の介護福祉事業計画のことについて、いろいろな議論が日々交わされています。そこで、その私としましては従来申し上げたとおり、福祉――子どもと高齢の福祉が専門と思っておりますので、そういう思いを込めて、これからのこの件に関して議会での認識を深めていくと。その協議の場を設けさせてほしいという思いでのつもりでした。

そこで、今申し上げた懸案に関する特別委員会なりを設置してはどうかという考えでおりますので、その点についてよろしくお取り計らいを頂戴したくということでお願い申し上げますのでその分を今一度よろしくお願い申し上げます。

○委員長（戎屋昭彦君）　今末永委員のほうから、先ほどの撤回を含め特別委員会の設置というようなこともお話だったと思います。これにつきましては私議長のほうに一任しまして、いろんなことで議会で進めていっていただけたらと思っておりますので議長のほうよろしくお願いいたします。安冨委員。

○委員（安冨法明君）　資料請求は生きちょるんじゃろ。

○委員長（戎屋昭彦君）　資料請求は先ほどお話ありましたように、副市長のほうから議長の要望がありましたらということでございますので、これも併せて議長のほうに

お願いいたします。荒山議長。

○議長（荒山光広君）　今委員の方から要望のありました第５次の会議録については、提出のほうをよろしくお願いいたします。また、特別委員会等については、またいろいろ協議をさせていただきたいと思います。

○委員長（戎屋昭彦君）　また、その他委員の皆さんから御意見がございましたら、はい髙木委員。

○委員（髙木法生君）　午前中に私、病院事業の予算の中で質疑等を、救急患者の取り組み等々につきまして申し上げたところでございますけれども、この件につきましては以前に１、２カ月前に事業局の事務局長さんと、そして消防長との立ち話ではあったんですけれど、話の中で最近は消防長のほうから、最近は病院の救急患者の受け入れが、というか対応がなされつつあって救急車の出動が多少多くなってきたというような話もいただきました。そうしたことで病院サイドからは受け入れ状況に最近はなりつつあるということを申し添えておきたいと思います。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君）　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　ないようでございましたら、これにて本委員会を閉会いたします。御審査、御協力誠にありがとうございました。お疲れ様でございました。

午後２時５１分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成２９年　３月１０日

総務民生委員長　　戎屋昭秀